

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年1月31日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 増田 真一

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟  
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

(Nomura Global Select Trust)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

( ) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

100億米ドル(8,212億円)を上限とします。

( ) ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

100億ユーロ(1兆655億円)を上限とします。

(注1)米ドルの円貨換算は、便宜上、平成24年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=82.12円)によります。以下、別段の表示がない限り、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

(注2)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成24年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=106.55円)によります。以下、別段の表示がない限り、ユーロの金額表示はすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません



ルト証券取引所の取引日かつ日本における販売会社の営業日(ただし、12月24日を除きます。)(以下「ユーロMMF取引日」といいます。)(以下「ユーロMMF取引日」といいます。)(「アメリカMMF取引日」と「ユーロMMF取引日」の総称として「取引日」という場合があります。)

## (8)【申込取扱場所】

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド:

高木証券株式会社

大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号(大阪駅前第一ビル)

ちばぎん証券株式会社

千葉県千葉市中央区中央二丁目5番1号

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

岩井コスモ証券株式会社

大阪府大阪市中央区今橋1-8-12

丸三証券株式会社

東京都中央区日本橋2-5-2

SMBCFREND証券株式会社

東京都中央区日本橋兜町7番12号

いちよし証券株式会社

東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

藍澤証券株式会社

東京都中央区日本橋1-20-3

丸八証券株式会社

愛知県名古屋市中区新栄町二丁目4番地 坂種栄ビル

キャピタル・パートナーズ証券株式会社

東京都千代田区内神田一丁目13番7号 四国ビルディング

むさし証券株式会社

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

株式会社SBI証券

東京都港区六本木1-6-1

野村証券株式会社(注1)

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

ふくおか証券株式会社

福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号

エース証券株式会社

大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号

二浪証券株式会社

愛媛県松山市大街道2丁目6-1

日本アジア証券株式会社

東京都中央区日本橋蛸殻町1-7-9

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー16階

(以下それぞれ「販売会社」といいます。)

ユーロ・マネー・マーケット・ファンド:

丸三証券株式会社

東京都中央区日本橋2-5-2

いちよし証券株式会社

東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

むさし証券株式会社

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

株式会社SBI証券

東京都港区六本木1-6-1

丸八証券株式会社

愛知県名古屋市中区新栄町二丁目4番地 坂種栄ビル

## 野村證券株式会社(注1)

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

## キャピタル・パートナーズ証券株式会社

東京都千代田区内神田一丁目13番7号 四国ビルディング

## エース証券株式会社

大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号

## 二浪証券株式会社

愛媛県松山市大街道2丁目6-1

## 高木証券株式会社

大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号(大阪駅前第一ビル)

## ふくおか証券株式会社

福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号

(以下それぞれ「販売会社」といいます。)

(注1)野村證券株式会社における申込みの取扱いは、確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の申込みをする投資家に限ります。

(注2)上記各販売会社の日本における本支店および営業所において、申込みの取扱いを行います。

(9)【払込期日】 投資者は、申込みが行われた取引日の翌取引日(以下「払込期日」といいます。)に申込金額を販売会社に支払うものとします。

各申込日の発行総額は、各販売会社によって、払込期日に保管受託銀行であるノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーのファンド口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】 前記(8)申込取扱場所に記載の販売会社

(11)【振替機関に関する事項】 該当ありません。

(12)【その他】

(1)申込証拠金

ありません。

(2)引受等の概要

( ) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについて各販売会社は、管理会社との間の日本におけるアメリカMMFファンド証券の販売および買戻しに関する契約(野村證券株式会社については平成16年6月7日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済)、ふくおか証券株式会社については平成17年4月12日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済)、エース証券株式会社および二浪証券株式会社については平成18年1月13日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済)、日本アジア証券株式会社については平成19年3月30日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済)、スパークス・アセット・マネジメント株式会社については平成19年6月8日付、それ以外の販売会社については平成15年12月12日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済))に基づきそれぞれアメリカMMFファンド証券の募集を行います。

( ) ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについて各販売会社は、管理会社との間の日本におけるユーロMMFファンド証券の販売および買戻しに関する契約(野村證券株式会社については平成16年6月7日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済)、キャピタル・パートナーズ証券会社については平成16年12月24日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済)、エース証券株式会社および二浪証券株式会社については平成18年1月13日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済)、高木証券株式会社については平成23年4月14日付、ふくおか証券株式会社については平成24年4月11日付、それ以外については平成15年12月12日付(平成19年4月2日付変更契約により変更済))に基づきそれぞれユーロMMFファンド証券の募集を行います。

各販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。

(注)販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録金融機関をいいます。

管理会社は野村證券株式会社をトラストに関して日本における管理会社の代行協会員に指定しています。

(注)代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、1口当りの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および日本における販売会社または販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う会社をいいます。

(3)申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため日本における販売会社または販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」及びその他の所定の約款(以

下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込み書を提出します。投資者はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結します。申込金額を円貨で支払う場合、基準通貨と円貨との換算は、原則として各申込についての約定日における東京外国為替市場の相場に準拠したものであって日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じる場合、日本における販売会社または販売取扱会社の基準通貨預金口座への振込みにより基準通貨で支払うこともできます。

申込金額は、各販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーのファンド口座にそれぞれ払い込まれます。

(4) 確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の申込みを行う場合における取得申込者の制限について

確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の申込みを行う投資家は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいてファンド証券の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会(以下「連合会」といいます。)等に限るものとします。

(5) 保有および移転の制限

トラスト証券は、アメリカ合衆国1933年証券法(改正済)(「1933年法」)に基づく登録は行われていませんので、原則として、アメリカ合衆国またはその領土、属領、管轄地域(プエルトリコを含みます。)(「米国」)内において、または米国の市民、居住者(米国またはその政治的機構内においてまたはその法律に基づき組織・設立された会社、パートナーシップまたは法人を含みます。)または財団または信託(米国外を源泉とする収益(米国における取引や営業行為と有効に結合していないもの)がアメリカ合衆国連邦所得税の計算のために総所得に含まれない財団または信託を除きます。)(「米国人」)に対して、直接・間接を問わず、募集、販売、移転または交付を行いません。

(6) 日本以外の地域における発行

ファンド証券は欧州連合(EU)内もしくはその一部において公募販売されることはありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの形態

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)の民法および投資信託に関する2010年12月17日法(以下「ルクセンブルグ投信法」といいます。)の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびトラストの証券所持人(以下「受益者」といいます。)との間の契約(約款)によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。トラストのサブ・ファンドであるU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド(「アメリカMMF」、「America MMF」と称することがあります。)(以下「U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド」といいます。))およびユーロ・マネー・マーケット・ファンド(「ユーロMMF」、「Euro MMF」と称することがあります。)(以下「ユーロ・マネー・マーケット・ファンド」といいます。)(以下総称して「ファンド」といいます。)のファンド証券は管理会社により取引日(アメリカMMF取引日およびユーロMMF取引日の総称、以下同じ。)に純資産価格で発行され、また受益者の要求に応じていつでも純資産価格で買い戻す仕組みとなっています。

ファンドは、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドです。現在、トラストは、2つのサブ・ファンド(U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびユーロ・マネー・マーケット・ファンド)で構成されています。管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、他のサブ・ファンドを追加設立することができます。

###### ファンドの目的および基本的性格

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。ファンドは、主に、高い信用度と流動性を有する短期金融商品(U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては米ドル建て、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについてはユーロ建てのもの)に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指します。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができます。

なお、トラストは日本国内では税法上「公社債投資信託」に分類されます。

##### (2)【ファンドの沿革】

1991年7月8日 管理会社の設立

1998年6月19日 トラスト約款締結

1998年7月24日 U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの運用開始

2002年9月5日 トラスト改正約款締結

2002年9月26日 ユーロ・マネー・マーケット・ファンドの運用開始

2003年11月28日 トラスト改正約款締結

2007年4月2日 トラスト改正約款締結

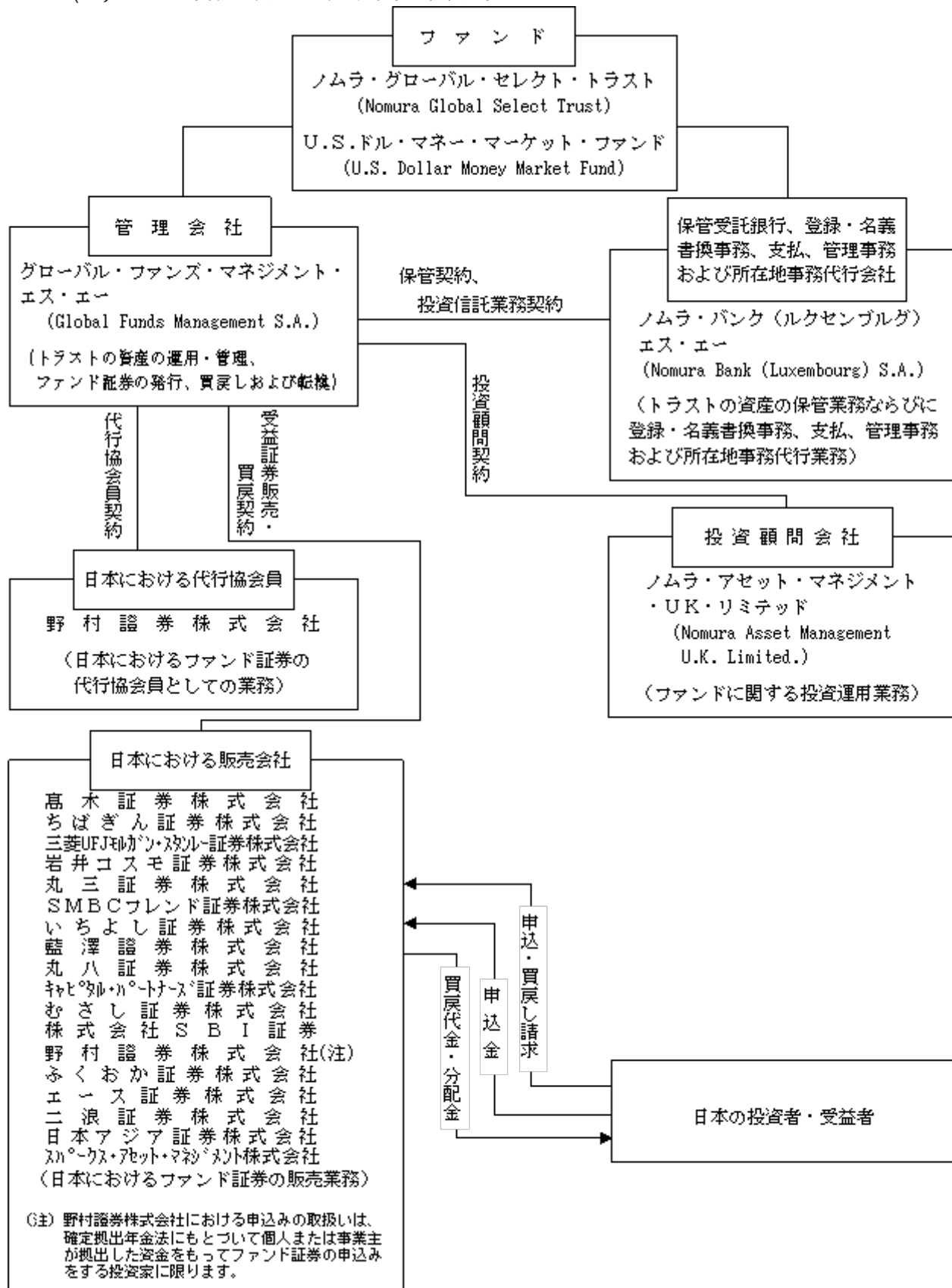
2007年9月14日 トラスト改正約款締結

2011年1月3日 トラスト改正約款締結

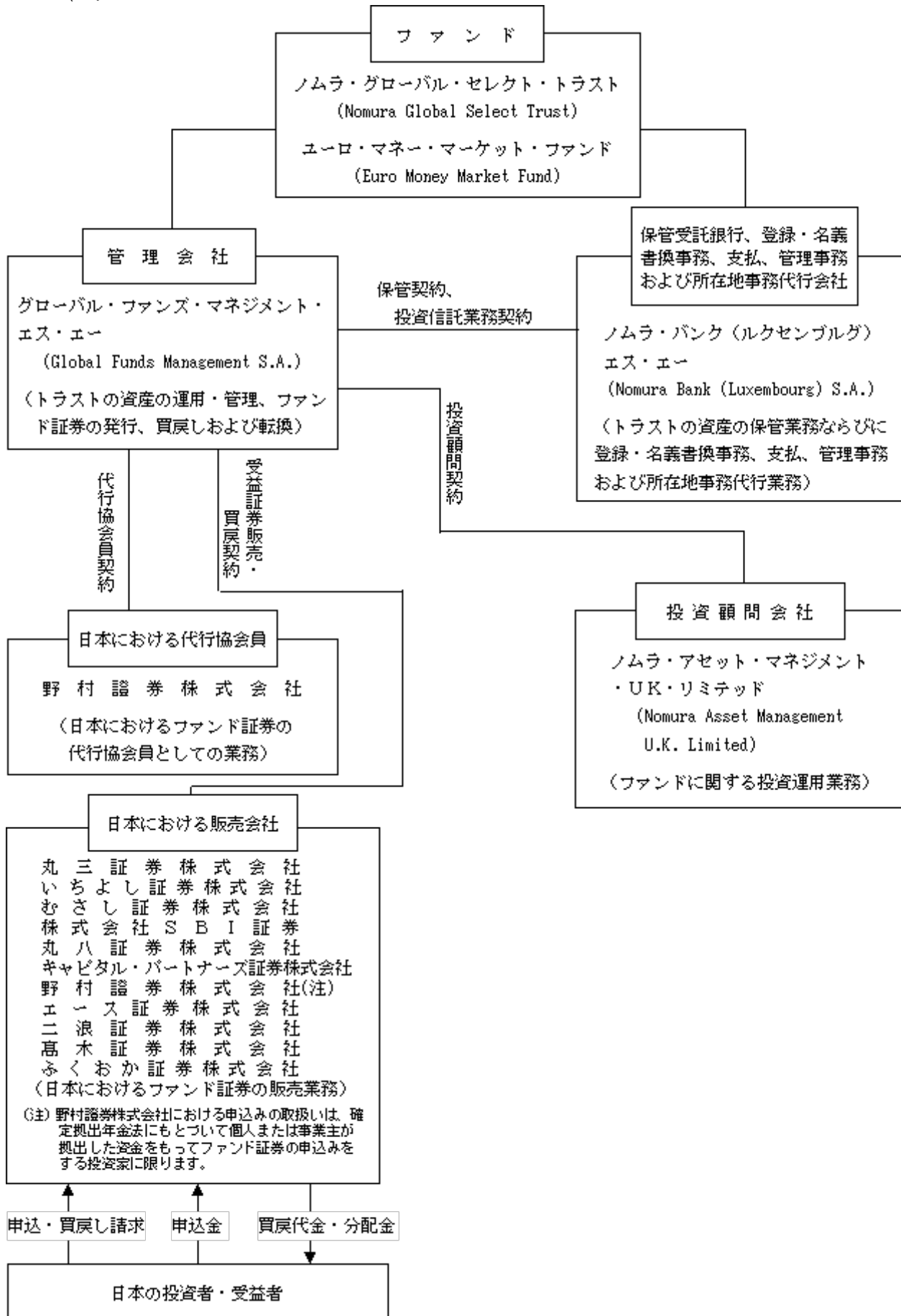
## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

( ) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



## ( )ユーロ・マネー・マーケット・ファンド





## 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	2011年1月3日付で締結されたトラスト改正約款、ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、転換、ファンドの終了等について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	保管受託銀行 登録・名義書換・支払、管理 事務および所在地事務代行会社	1998年6月19日付で管理会社との間で保管契約（注1）を締結、ファンド資産の保管業務、支払事務代行業務について規定しています。 1998年6月19日付で管理会社との間で投資信託業務契約（注2）を締結、ファンドの登録・名義書換事務代行業務、支払・管理事務および所在地事務代行業務およびファンド証券の純資産価格の計算業務および記帳等の管理業務について規定しています。
ノムラ・アセット・マネジメント・U.K.・リミテッド (Nomura Asset Management U.K. Limited)	ファンドの投資顧問会社	ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては2002年9月5日付で、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては2003年12月5日付で管理会社との間で投資顧問契約（注3）を締結、ファンドに関する投資運用業務について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員	U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては2003年12月12日付で、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては2003年12月12日付で管理会社との間で代行協会員契約（注4）を締結、日本における代行協会員業務について規定しています。

（注1）保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行がファンド資産の保管業務および支払業務を行うことを約する契約です。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換事務、支払、管理事務および所在地事務代行会社がファンドに関する所在地事務業務ならびに登録および名義書換業務等を行うことを約する契約です。

（注3）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに関する投資顧問・運用業務等を行うことを約する契約です。

（注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

## 管理会社の概要

## （ ）設立準拠法

ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、ルクセンブルグ投信法のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有しています。

## （ ）会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ投信法第125条に規定する投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、ルクセンブルグ投信法第16章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

## （ ）資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約3,996万円）で、2012年11月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約266万円）の記名株式15株を発行済です。

## （ ）会社の沿革

1991年7月8日設立。

## （ ）大株主の状況

（2012年11月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)	15株	100%

## (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

## 準拠法の名称

トラストの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、トラストは、ルクセンブルグ投信法、勅令、ルクセンブルグ金融監督委員会(Commission for the Supervision of the Financial Sector of Luxembourg、以下「金融監督委員会」といいます。)の通達等の規制に従っています。

## 準拠法の内容

## (a) 民法

トラストは、法人格を持たない、譲渡性のある証券および投資家の合同運用型資産で組成された非分離集合体です。投資者はその投資によって平等な利益および資産の権利を有します。トラストは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、通常「受益者」といいます。受益者とトラストの関係は、受益者と管理会社との契約関係の定義に基づいた契約上のもので、一般の契約法および下記のルクセンブルグ投信法に従っています。

## (b) ルクセンブルグ投信法

ルクセンブルグ投信法は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達(2009/65/EC(以下「EU通達」といいます。))の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものです。

1) ルクセンブルグ投信法は、以下の5つのパートにより構成されています。

パート - 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)(以下「パート 」といいますが、)

パート - その他の投資信託(以下「パート 」といいますが、)

パート - 外国投資信託(以下「パート 」といいますが、)

パート - 管理会社

パート - 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託およびその他の投資信託に適用される一般規定(以下「パート 」といいますが、)

ルクセンブルグ投信法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っています。

2) ルクセンブルグ投信法のパート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「パート UCITS」)としての適格性を有し、欧州連合(EU)のいずれか一つの加盟国内に登録されているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができます。

3) ルクセンブルグ投信法第2条2項は、同法第3条に従い、UCITSを、以下のように定義しています。

A. 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券またはルクセンブルグ投信法の第41条(1)に記載される他の流動金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

B. 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当すると見做されます。

## (5) 【開示制度の概要】

## ルクセンブルグにおける開示

## (イ) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求されます。いずれの場合でも、目論見書、年次財務報告書および半期財務報告書等を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければなりません。トラストの公認監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム(Ernst & Young Société Anonyme)です。さらに、トラストは、金融庁(現金融監督委員会)の1997年6月13日付通達97/136(金融監督委員会の2008年4月17日付通達08/348により改正)に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

## (ロ) 受益者に対する開示

トラストの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において、受益者はこれを入手することができます。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったトラストおよび管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行の事務所において公表されます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲においてルクセンブルグの「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(以下「メモリアル」といいます。)に公告されます。

日本における開示

## (イ) 監督官庁に対する開示

## 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、閲覧することができます。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合には、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。

管理会社は、財務状況等を開示するために、トラストの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、トラストの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、かかる書類をEDINET等において閲覧することができます。

## 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取り扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はトラストの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

## (ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、トラストの約款を変更しようとする場合であって、その内容が重大である場合等においては、あらかじめ日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

また、管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

トラストの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

## (6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストは金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

## 登録の届出の受理

(イ) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。

(ロ) 欧州連合(以下「EU」といいます。)加盟国の監督官庁により認可されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達の2009/65/ECの要件(改正済)に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づき金融監督委員会に所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。UCITS所在国の所轄官庁から金融監督委員会に対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となります。

トラストは、ルクセンブルグ投信法上のパート の投資信託として設定されており、EU加盟国では公衆に対する販売活動は行われません。

(ハ) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはル

ルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、金融監督委員会への事前登録を要します。

当該投資信託が、設立・設定された国において、投資者の保護を保证するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能です。

#### 登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、公認監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務もしくは金融監督委員会に対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取消されることがあります。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的な経験および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されることがあります。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により、トラストは解散および清算されることがあります。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されることがあります。

#### 目論見書に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書は、事前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督委員会は、書類が適用ある法律、勅令、通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、目論見書に査証を付してそれを証明します。

#### 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提出されたその他の情報の正確性を確保をするため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければなりません。

公認監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負います。公認監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報（投資信託の帳簿、記録を含みます。）を金融監督委員会に提出しなければなりません。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。ファンドは、主に、高い信用度と流動性を有する短期金融商品（U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては米ドル建て、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについてはユーロ建てのもの）に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指します。

### (2)【投資対象】

#### U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、米国政府・政府関連機関の証券、米国内外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、米国内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパー・その他の短期債務証券、および管理会社が適切かつファンドの投資目的に適合していると判断するその他の投資対象が含まれます。

ファンドはまた、信用度の高い証券に十分担保された買戻契約を締結することもできます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資を行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、スタンダード&プアーズ社および国際的に認知されている他の格付業者から短期債務証券に対する最高位の格付を得ている（または、スタンダード&プアーズ社のみからその短期債務証券に対する最高位の格付を得ている）か、または、格付を付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用度であると判断するものとします。

ファンドの投資およびその純資産価額は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの資産の50%超が日本の金融商品取引法に定める有価証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます）に投資されなければなりません。

#### ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

ファンドが投資する短期金融商品の種類には、欧州連合（EU）加盟国ならびにその機関、EU非加盟国ならびにその政府機関、および国際機関の証券、ヨーロッパ内外の銀行の債務証券（銀行預金を含みます。）、ヨーロッパ内外の民間企業および諸法人のコマーシャル・ペーパー・その他の短期債務証券、ならびにファンドの投資目的に照らして適切かつ適合すると管理会社が判断するその他の投資対象が含まれます。

ファンドはまた、信用度の高い証券に十分担保された買戻契約を締結することもできます。これらの取引においてファンドは主として買い手となり、相手方が証券の買戻しを実行するか買戻し期間が経過するより前に当該契約の対象である証券および債務証券を売却しません。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資を行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の証券・金融商品に投資します。それぞれの投資対象の残存期間を計算するにあたっては、当該投資対象に付随する商品性も考慮されます。また、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間とします。すべての投資対象の加重平均残存期間は60日以下とします。

投資対象は、スタンダード&プアーズ社の格付でA-1以上、ムーディーズ社の格付でP-1、または国際的に認知されている格付業者の1社からこれと同等の格付を付与されたもの、または格付を付与されていない場合は、投資時において管理会社がそれと同等の信用度であると判断するものとします。

ファンドの投資およびその純資産価額は、市場の変動の影響を受けるものであり、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンド資産の50%超が日本の金融商品取引法に定める有価証券（ただし第二条第二項に規定されるものを除きます）に投資されなければなりません。

### (3)【運用体制】

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドを投資顧問会社に任命しており、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。投資顧問契約は、管理会社が投資顧問会社に対して、もしくは投資顧問会社が管理会社に対して契約の終了日の3ヶ月以上前に書面による通知を行った場合、または投資顧問契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了します。また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負います。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームおよびクレジット・リサーチ・チームが中心となって、各ファンドの運用リスクを適切に管理し、これらファンドのポートフォリオを構築しています。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのマネー・マーケット・ファンド・チームは、投資対象やファンドタイプによって分かれている同社のインベスト部門のチームのひとつで、ポートフォリオ・マネジャー3名で構成されています。また、クレジット・リサーチ・チームも同社インベスト部門のチームのひとつです。

各ファンドの運用は、ファンドの純資産総額、経済ファンダメンタルズ、金利リスクおよびクレジット・リスクなどの分析を通して、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドにおいて毎月開かれるフィクスト・インカム・インベストメント委員会で決定される投資方針を基に実行されます。

各ファンドの運用を中心的に行っているノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのチームの人員構成は以下のとおりです。

マネー・マーケット・ファンド・チーム	
ポートフォリオ・マネジャー	3名
クレジット・リサーチ・チーム	
信用分析アナリスト	5名

なお、この情報は2012年11月末日現在のものであり、随時変更されます。

#### (4) 【配分方針】

管理会社は、ファンド証券の1口当り純資産価格をU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドルに、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては0.01ユーロ(以下「固定NAV」と称する場合があります。)に維持するために必要な額の配分を日々行う予定です。ファンド証券については、当該ファンド証券の買付注文の受渡日当日から買戻請求の受渡日の前日までの期間について、配分が行われます。毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金が(ルクセンブルグ、日本およびその他の関係国の分配金についての源泉税およびその他の税金を控除後)当該最終取引日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

分配の結果、トラストの純資産がルクセンブルグ投信法による最低額(125万ユーロ)相当を下回る場合には、配分を行うことができません。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、トラストに帰属します。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### (5) 【投資制限】

ファンドの改正約款(第6条)に従い、管理会社またはその委託を受けた代理人は、ファンド資産の運用にあたり、以下の制限を遵守します。

- (1) 管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行する有価証券を保有することとなるような投資を行うことはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構(「OECD」)加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、または欧州連合(「EU」)の、地域的もしくは世界的公的国際機関または米国政府による支援を受けた機関もしくは下部機関が発行または保証する有価証券には適用されません。
- (2) 管理会社は、ファンドのために、当該投資の結果、トラストが同一発行体の発行する証券の10%を超えて同一発行体の証券に投資することはできません。かかる10%の制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関または米国政府による支援を受けた機関もしくは下部機関が発行または保証する証券には適用されません。上記の10%の制限(同種の有価証券または特定の種類の有価証券に関するもの)は、ファンドが一発行体の1銘柄のすべてのCDまたはCPを購入することを妨げるものではありません。
- (3) 管理会社は、ファンドのために、支配または経営を目的として投資を行うことはできません。
- (4) 管理会社は、ファンドのために、他のオープンエンド型の投資信託の受益証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資をすることができます。管理会社により運営されている、または共通の経営もしくは管理により、または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、投資信託の受益証券の取得の場合、管理会社は、当該受益証券に関する取引に対しいかなる手数料または費用も課してはなりません。さらに、ファンドと同じプロモーターを有する投資信託への投資が行われる場合、発行手数料またはその他の取得報酬および管理または顧問報酬は、かかる投資が行われるファンドの負担とはしません。管理会社の取締役は、ルクセンブルグ投信法の第174条(2)に従い、短期金融商品に投資することのみをその投資目的とする投資信託に係る低率の税がファンドに適用されている限り、ファンドのために、他の投資信託の受益証券に投資しないことを決定しています。管理会社は、ファンドのために、( )株式に投資する契約型投資信託の証券、または( )会社型投資信託に投資してはなりません。
- (5) 管理会社は、ファンドのために、不動産を購入してはなりません。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産も

しくは不動産上の権利を担保としている証券、または不動産もしくは不動産上の権利に投資している会社が発行する証券を売買することができます。

- (6) 管理会社は、ファンドのために、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表章する有価証券に関する契約を締結してはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属もしくはそれを表象する証書も含まれます。ただし、管理会社は、ファンドのために、商品により担保されている有価証券および商品に投資したまたは商品を取引する会社の有価証券の売買を行うことができます。
- (7) 管理会社は、ファンドのために、有価証券を信用で購入しません。ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。また、有価証券の空売りをしません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約ならびにこれに関するオプションに関し、当初および継続証拠金を預託することができます。
- (8) 管理会社は、ファンドのために借入れを行う場合、その総額が、当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされるものとします。
- (9) 管理会社は、ファンドのために、上記(8)記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、当該ファンドのために所有もしくは保有する有価証券に譲渡担保、質権または抵当権を設定しないものとし、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しません。ただし、将来発行時または後日引渡約束による有価証券の売買、およびオプションの発行、予約もしくは先物取引の売買またはスワップ契約に関する担保の取り決めは、資産の担保とはみなされません。
- (10) 管理会社は、ファンドのために、公認の証券取引所または他の規制ある市場(OTC市場を含み定期的取引がなされる公認かつ公開市場(「規制ある市場」))において取引されていない有価証券に当該ファンドの純資産総額の10%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関または米国連邦政府による支援を受けた機関もしくは下部機構が発行または保証する有価証券には適用されず、定期的取引される短期金融商品には適用されません。
- (11) 管理会社は、ファンドのために、ファンドの資産をもって有価証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。
- (12) 管理会社は、ファンドのために、法律、規則または行政実務により定められた条件および制限に基づき譲渡性のある有価証券に関する技法と手段を用いることができますが、ただし、かかる技法と手段は、効率的なポートフォリオの運用を目的として使用されます。
- オプションに関し、
- a) 管理会社は、ファンドのために、以下の場合を除いて、有価証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができません。
- ) 当該オプションが規制ある市場で取引されている場合で、かつ
- ) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、当該ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
- b) 管理会社は、ファンドのために、管理会社が保有していない有価証券のコール・オプションを売ることができません。ただし、管理会社は、当該ファンドのために、空売りされたコール・オプションの行使価格の総額が、当該ファンドの純資産の25%を超えない場合で、管理会社が常に当該コール・オプションの空売りの結果生じるポジションを常にカバーできる場合にはコール・オプションを空売りすることができます。
- c) 管理会社は、ファンドのために、売ったプット・オプションの権利行使価格の総額をカバーする十分な流動資産を保有しない限り、有価証券のプット・オプションを売ることができません。
- (13) 管理会社は、ファンドのために、為替予約を取得もしくは取引することはできませんが、為替リスクのヘッジを目的として、スワップ契約および通貨先渡契約を締結し、または通貨のコール・オプションを売るかもしくは通貨のプット・オプションを売る場合を除きます。ただし、
- a) 当該取引が規制ある市場において取引される契約でなければなりません。ただし、管理会社は、ファンドのために、かかる種類の取引を専門とする優良な金融機関との私的契約に基づき、通貨または為替先渡売買を行うことができます。
- b) 一通貨建の取引が原則として当該ファンドの同一通貨建の資産総額を超えず、かつかかる資産の保有期間を超えないものでなければなりません。ただし、当該取引コストが当該ファンドにとり有利である場合は、管理会社は、ファンドのために、同一の取引相手とのクロス取引により関係通貨を買うことができます。
- (14) 管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行いません。ただし、
- a) 組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの組入証券の対応部分の資産価格変動のリスクに対応する範囲内で金融先物契約に関する契約残高を保有することができます。
- b) 効率的な運用のため、管理会社は、ファンドのために、当該ファンド資産の市場間の配分比率変更を円滑に行うため、また市場価格の著しい上昇が予想される場合に金融先物買付契約を締結することができます。ただし、当該先物ポジションに潜在するエクスポージャーに見合う十分な現金、短期債券もしくは短期証書(上記投資制限(12))
- c) 記載の流動資産を除きます。) または事前に決められている価格で売却可能な有価証券を当該ファンド内に保

有する場合に限りです。

(15) 管理会社は、ファンドのために、インデックス・オプション取引を行いません。

(16) 管理会社は、ファンドのために、金利変動に対する全般的なヘッジ目的で、金利先物契約を売却することができます。管理会社はさらに同一の目的で金利コール・オプションを売り、または金利プット・オプションを売り、もしくはかかる種類の取引を専門とする優良な金融機関との私的契約により金利スワップ取引を行うことができます。金利先物契約、オプションおよびスワップ取引に関する契約総額は、ヘッジされかつ当該契約に対応する通貨建てでファンドが保有している資産の推定市場価格の合計を超えることはできません。

(17) 管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資への投資を行いません。

管理会社は、ファンド資産である有価証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社が支配できない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、有価証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させます。

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除きます。)の売買もしくは貸付けをする、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が上記に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または金融市場における、その時々、( )公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または( )適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

管理会社は、ファンドのために、金銭の貸与を行うことまたは第三者のために保証人となることができません。

ルクセンブルグの適用法令(ルクセンブルグ投信法、および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、通達、ルクセンブルグの金融監督委員会(以下「C S S F」といいます。))の解釈、並びに具体的には、2008年2月8日付のルクセンブルグ規制第11条および投資信託が利用する譲渡性証券や短期金融商品に関する手法および商品に適用されるC S S F通達08/356の規定(これらの法令が随時改正または代替される新法令))により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レポ契約・逆レポ契約の取引を行うことができます。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記のC S S F通達のセクションI . C . a)に記載される規定に従い、(a)日々純資産価額を計算し、かつA A Aまたはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(b)短期性銀行預金、(c)ルクセンブルグ規制で定義される短期金融商品、(d)EU加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治体、または地域的もしくは世界的規模のEUに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、(e)十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f)逆レポ契約取引に対し、ファンドの投資目的と相容れる方法で再投資することができます。

管理会社は、ファンドの証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課すことができます。



### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

ファンドの投資対象および純資産は、市場の価格変動の影響を受けます。ファンドの投資目的が達成される、またファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドは、債券、短期金融商品等値動きのある証券に投資します。これらの投資対象には、主に下記～のような性質があり、ファンド証券の1口当り純資産価格および日々の分配金額を変動させる要因となります。投資した資産の減少リスクは受益者が負担します。

##### 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンド証券の1口当り純資産価格が下落する要因となります。また、金利が下落すると短期金融商品からの収益（受取利息）が減少する要因となります。

##### 信用リスク

信用リスクとは、ファンドが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政上の困難、経営不振その他の理由により、元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行リスク）をいいます。一般に、債務不履行が発生する場合またはそのおそれがある場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当り純資産価格が下落する要因となります。

また、発行体の信用格付の変更に伴い、債券および短期金融商品の価格が下落するリスクもあります。

##### 通貨リスク

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドは米ドル、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドはユーロを基準通貨としています。したがって、日本円で投資する投資家は、外国為替市場の変動を反映して、その保有する価値が、円貨換算することにより、当初投資した金額を下回ることがありますのでご留意下さい。

##### 証券貸付、買戻取引権の売買およびレボ・逆レボ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については本項の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されるとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為する逆レボ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、(B) ( ) 過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付き、( ) 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレボ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、(B) ( ) 過剰な規模もしくは期間の取引における投資持分の焦付き、( ) 売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

証券貸付取引に関しては、投資家は、(A) ファンドにより貸し付けられる証券の借り手が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保物件が、当該担保物件の不適正な価格付け、当該担保物件の価格の不利な市場動向、当該担保物件の発行体の信用格付の悪化、または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかを問わず、貸し出された証券の価格を下回る価格で換金されることになり得るというリスク、(B) 現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、( ) 相応のリスクを伴ったレバレッジおよび損失リスクやボラティリティ・リスクを生み出すことがあり、( ) ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあり、または( ) 回収額が担保物件の金額を下回るといふリスク、また(C) 貸付証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限するというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

## 利益相反

投資顧問会社および/または保管受託銀行および管理事務代行会社（各々の取締役、役員、従業員を含む）に利益相反が生じることがあります。つまり、投資顧問会社、保管受託銀行、および管理事務代行会社は、トラストのためにのみ、その役務を行うのではなく、トラストの受益者と相反する利害を有するその他第三者のためにも行うことがあります。かかる場合、投資顧問会社は、とりわけ投資目的、投資戦略、投資制限、および各関係者の投資に充当可能な資金を勘案して合理的かつ公正であるとみなす方法で、彼らが助言または運用を行う各関係者間に投資の機会を配分します。

利益相反は、トラストが（ ）投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社と関係のある会社が運用、助言、または支配する企業に関係する投資を行うことがあるという事実、または（ ）投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社によって運用、助言、または支配される第三者に対しトラストの保有資産を売却することがあるという事実によっても発生することがあります。かかる場合、各々は、トラストに関連してその当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常時配慮します。特に、利益相反が生じ得る取引または投資を行う際には、受益者にとって可能な限り最善の利益を求めるという義務を限定することなく、各々は、かかる利益相反が通常の商取引ベースで公正に解決されるように努めます。

投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、トラストの投資行動に関連して利益相反の発生をもたらす、彼ら自身またはその関連会社が関わる取引行動についてトラストに通知します。

投資顧問会社は、そのすべての時間または大半の時間をトラストの業務に費やすことを要求されるのではなく、投資顧問契約および副投資顧問契約に基づくその義務の遂行に関連して適正に努力することのみを要求されます。

諸規制やトラストの投資方針により、投資顧問会社により運用される他の運用口座または投資ピークルに提供される投資の機会への参加を、トラストが禁じられることがあります。

### (2) リスクに対する管理体制

「2 投資方針 (3) 運用体制」をご参照ください。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

海外において、申込手数料は徴収されません。

日本国内における申込手数料

日本国内において、申込手数料は徴収されません。

### (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外において、買戻し手数料は徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内において、買戻し手数料は徴収されません。

### (3)【管理報酬等】

#### 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.01%の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

投資顧問会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.15%の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

2012年7月31日に終了した会計年度中に、トラストは、112,896米ドルの管理報酬および投資顧問報酬を支払いました。

#### 保管報酬

保管受託銀行は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.04%以下の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。保管報酬はファンドの純資産総額に基づき、四半期末毎に後払いで支払われます。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用(電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。)ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、ファンドが負担します。

2012年7月31日に終了した会計年度中にトラストは25,976米ドルの保管報酬を支払いました。

#### 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%以下の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。管理事務代行報酬はファンドの純資産総額に基づき、四半期末毎に後払いで支払われます。管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用(電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。)は、ファンドが負担します。

2012年7月31日に終了した会計年度中にトラストは21,169米ドルの管理事務代行報酬を支払いました。

#### 代行協会員報酬および日本における販売会社に対する報酬

代行協会員は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.08%以下の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。代行協会員が負担したすべての合理的な立替費用は、ファンドが負担します。

日本における販売会社(海外における販売の場合、海外の販売会社)は、当該日本における販売会社が販売した四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均の年率0.35%以下の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

2012年7月31日に終了した会計年度中にトラストは214,039米ドルの代行協会員報酬および販売会社報酬を支払いました。

投資顧問会社、代行協会員および/または日本における販売会社の報酬は、管理会社と、投資顧問会社、代行協会員または日本における販売会社のうち該当する関係会社との合意により、ファンドの運用実績の向上または低下および金融市場の全般的状況を考慮して随時変更することができます。報酬の増額については、受益者に30日前に通知されるものとします。

上記の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2012年11月末現在の報酬率は以下の通りです。

	U.S.ドル・マネー・マーケット・ ファンド	ユーロ・マネー・マーケット・ファンド
管理報酬	年率0.004%	年率0.000%
投資顧問報酬	年率0.060%	年率0.000%
代行協会員報酬	年率0.032%	年率0.000%
販売会社報酬	年率0.080%	年率0.000%
保管報酬	年率0.014%	年率0.000%
管理事務代行報酬	年率0.012%	年率0.000%

#### (4) 【その他の手数料等】

トラストおよびファンドは、次の費用を負担します。

トラスト資産および収益等に課せられる一切の税金。

トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差引かれます。）。

登録・名義書換事務代行会社、所在地事務代行会社および支払代行会社への報酬および合理的な立替費用。

受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用。

( ) 券面または確認書の準備・印刷費、( ) 約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むトラストに関するその他一切の書類を作成・印刷し、トラストまたはトラストの証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局（各地の証券業協会を含みます。）へ提出する費用、( ) 上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益証券の受益者（実質上の受益者を含みます。）の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、( ) 日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・配布するための費用、( ) 会計、記帳および毎日の純資産価額計算に要する費用、( ) 受益者への通知公告を作成しかつ配布する費用、( ) 弁護士および監査人の報酬、( ) 受益証券が上場する場合の証券取引所への上場費用およびかかる証券取引所での上場維持費用、( ) 日本の適用法上求められる書類および各地の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成すべき書類の作成費用、( ) 以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、一切の広告宣伝費および受益証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用を除くものとします。

経常費用以外の費用は、5年を超えない期間にわたり償却することができます。

2012年7月31日に終了した会計年度中にトラストは399,214米ドルのその他の費用を支払いました。

#### (5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。

日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、分離課税となり、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されません。

	2013年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。

	2013年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

法人の益金不算入の適用は認められません。

ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。

償還益については、表示通貨ベースの償還価額が元本相当額(管理会社が算出します。)を上回る額は利子所得とされ、分配金と同じ扱いとなります。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2012年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	55,449,358	18.52
	オーストラリア	27,991,467	9.35
	ルクセンブルグ	13,494,667	4.51
	イギリス	10,495,899	3.51
	ドイツ	9,989,595	3.34
	オランダ	5,497,643	1.84
	小計	122,918,629	41.05
預金証書	イギリス	45,469,465	15.19
	アメリカ合衆国	27,000,071	9.02
	シンガポール	12,995,997	4.34
	オーストラリア	10,993,496	3.67
	小計	96,459,029	32.21
確定利付債	イギリス	13,000,000	4.34
	小計	13,000,000	4.34
合計		232,377,658	77.61
現金その他の資産(負債控除後)		67,053,674	22.39
総計 (純資産総額)		299,431,332 (24,589百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

## ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

(2012年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	イギリス	2,999,698	13.84
	フランス	2,498,837	11.52
	スウェーデン	1,499,643	6.92
	オランダ	1,498,940	6.91
	ノルウェー	999,563	4.61
	ルクセンブルグ	499,993	2.31
	シンガポール	499,915	2.31
	小計	10,496,589	48.41
預金証書	イギリス	5,499,411	25.36
	シンガポール	999,917	4.61
	ベルギー	499,926	2.31
	オランダ	499,885	2.31
	小計	7,499,139	34.59
変動利付債	イギリス	100,151	0.46
	小計	100,151	0.46
合計		18,095,879	83.46
現金その他の資産(負債控除後)		3,586,057	16.54
総計 (純資産総額)		21,681,936 (2,310百万円)	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2012年11月末日現在)

順位	銘柄	種類	利率 (%)	満期日	数量/額面	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	AGENCE CENT ORGANISMES CP 15/04/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年4月15日	8,000,000	7,985,265	7,988,989	2.67
2	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 07/12/12	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2012年12月7日	7,500,000	7,498,001	7,499,533	2.50
3	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 27/12/12	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2012年12月27日	7,500,000	7,476,946	7,496,635	2.50
4	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 20/2/13	預金証書	0	2013年2月20日	7,500,000	7,494,637	7,495,220	2.50
5	SUNCORP METWAY LTD CP 08/02/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年2月8日	7,500,000	7,492,915	7,494,609	2.50
6	SNCF CP 02/04/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年4月2日	7,500,000	7,488,580	7,492,324	2.50
7	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 19/02/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年2月19日	7,500,000	7,479,990	7,491,333	2.50
8	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 18/03/13	預金証書	0	2013年3月18日	7,500,000	7,483,445	7,490,122	2.50
9	CHIBA BANK LTD NY CD 0.335% 23/1/13	預金証書	0.335	2013年1月23日	7,000,000	7,000,089	7,000,052	2.34
10	BCEE CP 18/01/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年1月18日	7,000,000	6,981,801	6,995,153	2.34
11	BNP PARIBAS SA LDN CD 0% 26/02/13	預金証書	0	2013年2月6日	7,000,000	6,994,102	6,994,358	2.34
12	CHIBA BANK LTD NY CD 0.44% 10/12/12	預金証書	0.44	2012年12月10日	6,500,000	6,500,164	6,500,018	2.17
13	NORINCHUKIN BK CD 0.32% 27/12/12	預金証書	0.32	2012年12月27日	6,500,000	6,500,000	6,500,000	2.17
14	MITSUBISHI CORP 0.4525% 11/12/12	確定利付債	0.4525	2012年12月11日	6,500,000	6,500,000	6,500,000	2.17
15	MITSUBISHI CORP 0.42% 27/12/12	確定利付債	0.42	2012年12月27日	6,500,000	6,500,000	6,500,000	2.17
16	NATIXIS SINGAPORE CD 0% 04/12/12	預金証書	0	2012年12月4日	6,500,000	6,490,976	6,499,603	2.17
17	BNP PARIBAS FORTIS FGD CP 05/12/12	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2012年12月5日	6,500,000	6,491,140	6,499,513	2.17
18	CREDIT AGRICOLE CIB AUS CP 13/12/12	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2012年12月13日	6,500,000	6,498,321	6,499,273	2.17
19	NORINCHUKIN BANK LDN CD 0% 19/12/12	預金証書	0	2012年12月19日	6,500,000	6,494,500	6,498,852	2.17
20	SUNCORP METWAY LTD CP 27/12/12	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2012年12月27日	6,500,000	6,493,434	6,498,052	2.17
21	SUMITOMO TRUST BK LDN CD 0% 22/1/13	預金証書	0	2013年1月22日	6,500,000	6,494,002	6,496,654	2.17
22	NATIXIS SINGAPORE CD 0% 09/01/13	預金証書	0	2013年1月9日	6,500,000	6,491,705	6,496,394	2.17
23	MIZUHO CORP BANK LDN CD 0% 13/02/13	預金証書	0	2013年2月13日	6,500,000	6,495,021	6,495,941	2.17
24	AGENCE CENT ORGANISMES CP 23/01/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年1月23日	6,500,000	6,482,770	6,494,943	2.17
25	SOCIETE GENERALE CP 15/02/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年2月15日	6,500,000	6,493,528	6,494,583	2.17
26	FMS WERTMANAGEMENT CP 06/02/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年2月6日	6,500,000	6,483,431	6,493,877	2.17
27	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 28/02/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年2月28日	6,500,000	6,483,121	6,491,653	2.17
28	MIZUHO CORP BANK SYD CD 0% 30/01/13	預金証書	0	2013年1月30日	6,000,000	5,995,097	5,996,749	2.00
29	SOCIETE GENETALE CP 19/12/12	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2012年12月19日	5,500,000	5,496,461	5,498,898	1.84
30	NEDERLANDSE WATERSCHAP CP 01/02/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年2月1日	5,500,000	5,496,820	5,497,643	1.84

## ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

(2012年11月末日現在)

順位	銘柄	種類	利率 (%)	満期日	数量/額面	取得原価 (ユーロ)	時価 (ユーロ)	投資 比率 (%)
1	MITSUBISHI CORP FINANCE CP 27/12/12	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2012年12月27日	1,500,000	1,499,621	1,499,888	6.92
2	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 18/12/12	預金証書	0	2012年12月18日	1,000,000	999,874	999,975	4.61
3	CHIBA BANK LTD LDN CD 0% 20/12/12	預金証書	0	2012年12月20日	1,000,000	999,807	999,956	4.61
4	NATIXIS SINGAPORE CD 0% 09/01/13	預金証書	0	2013年1月9日	1,000,000	999,808	999,917	4.61
5	SOCIETE GENERALE CP 12/02/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年2月12日	1,000,000	999,815	999,856	4.61
6	SUMITOMO CORP CAP EURO CP 22/01/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年1月22日	1,000,000	999,745	999,853	4.61
7	SUMITOMO TRUST BK LDN CD 0% 29/1/13	預金証書	0	2013年1月29日	1,000,000	999,747	999,833	4.61
8	MIZUHO CORP BANK LDN CD 0% 13/02/13	預金証書	0	2013年2月13日	1,000,000	999,796	999,833	4.61
9	NORDEA BANK AB CP 18/01/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年1月18日	1,000,000	999,132	999,769	4.61
10	ABN AMRO BANK NV CP 26/02/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年2月26日	1,000,000	999,745	999,756	4.61
11	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 30/11/12	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2012年11月30日	500,000	499,428	500,000	2.31
12	SUMITOMO MITSUI BK CD 0.12% 02/4/13	預金証書	0.12	2013年4月2日	500,000	500,000	500,000	2.31
13	BGL BNP PARIBAS/FORTIS CP 06/12/12	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2012年12月6日	500,000	499,938	499,993	2.31
14	SUMITOMO CORP CAP EURO CP 30/01/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年1月30日	500,000	499,946	499,958	2.31
15	FORTIS BANK NV CD 0% 07/01/13	預金証書	0	2013年1月7日	500,000	499,856	499,926	2.31
16	MITSUB UFJ TR&BK LDN 0% 28/02/13	預金証書	0	2013年2月28日	500,000	499,923	499,925	2.31
17	NATIXIS SINGAPORE CP 06/02/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年2月6日	500,000	499,885	499,915	2.31
18	MIZUHO CORP BANK LDN CD 0% 26/02/13	預金証書	0	2013年2月26日	500,000	499,888	499,890	2.31
19	RABOBANK NEDERLAND CD 0% 28/01/13	預金証書	0	2013年1月28日	500,000	499,705	499,885	2.31
20	NORDEA BANK AB CP 08/02/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年2月8日	500,000	499,668	499,874	2.31
21	DNB NOR BANK ASA CP 04/03/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年3月4日	500,000	499,648	499,817	2.31
22	DNB NOR BANK ASA CP 18/01/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年1月18日	500,000	499,044	499,745	2.30
23	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 25/03/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年3月25日	500,000	499,432	499,641	2.30
24	AGENCE CENT ORGANISMES CP 06/09/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年9月6日	500,000	499,234	499,340	2.30
25	RABOBANK NEDERLAND CP 10/04/13	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	-	2013年4月10日	500,000	498,293	499,184	2.30
26	POHJOLA BANK PLC FRN 25/02/13	変動利付債	0.69	2013年2月25日	100,000	100,195	100,151	0.46

(注) 以上の他、投資有価証券はありません。



**【投資不動産物件】**

該当ありません。(2012年11月末日現在。)

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当ありません。(2012年11月末日現在。)

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

各会計年度末および2011年12月1日から2012年11月末日までの各月末の純資産の推移は次のとおりです。

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第5会計年度末 (2003年7月末日)	134,501	11,045	0.01	0.82
第6会計年度末 (2004年7月末日)	148,417	12,188	0.01	0.82
第7会計年度末 (2005年7月末日)	144,960	11,904	0.01	0.82
第8会計年度末 (2006年7月末日)	139,921	11,490	0.01	0.82
第9会計年度末 (2007年7月末日)	144,726	11,885	0.01	0.82
第10会計年度末 (2008年7月末日)	182,055	14,950	0.01	0.82
第11会計年度末 (2009年7月末日)	192,100	15,775	0.01	0.82
第12会計年度末 (2010年7月末日)	215,751	17,717	0.01	0.82
第13会計年度末 (2011年7月末日)	274,512	22,543	0.01	0.82
第14会計年度末 (2012年7月末日)	300,055	24,641	0.01	0.82
2011年12月末日	285,471	23,443	0.01	0.82
2012年1月末日	292,775	24,043	0.01	0.82
2月末日	287,214	23,586	0.01	0.82
3月末日	291,061	23,902	0.01	0.82
4月末日	295,056	24,230	0.01	0.82
5月末日	295,754	24,287	0.01	0.82
6月末日	295,064	24,231	0.01	0.82
7月末日	300,055	24,641	0.01	0.82
8月末日	298,590	24,520	0.01	0.82
9月末日	299,755	24,616	0.01	0.82
10月末日	298,413	24,506	0.01	0.82
11月末日	299,431	24,589	0.01	0.82

## ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第1会計年度末 (2003年7月末日)	26,268	2,799	0.01	1.07
第2会計年度末 (2004年7月末日)	26,471	2,820	0.01	1.07
第3会計年度末 (2005年7月末日)	27,431	2,923	0.01	1.07
第4会計年度末 (2006年7月末日)	27,498	2,930	0.01	1.07
第5会計年度末 (2007年7月末日)	28,487	3,035	0.01	1.07
第6会計年度末 (2008年7月末日)	32,109	3,421	0.01	1.07
第7会計年度末 (2009年7月末日)	36,495	3,889	0.01	1.07
第8会計年度末 (2010年7月末日)	40,827	4,350	0.01	1.07
第9会計年度末 (2011年7月末日)	42,164	4,493	0.01	1.07
第10会計年度末 (2012年7月末日)	21,186	2,257	0.01	1.07
2011年12月末日	33,152	3,532	0.01	1.07
2012年1月末日	31,753	3,383	0.01	1.07
2月末日	28,675	3,055	0.01	1.07
3月末日	27,794	2,961	0.01	1.07
4月末日	25,749	2,744	0.01	1.07
5月末日	23,764	2,532	0.01	1.07
6月末日	21,760	2,319	0.01	1.07
7月末日	21,186	2,257	0.01	1.07
8月末日	21,298	2,269	0.01	1.07
9月末日	21,329	2,273	0.01	1.07
10月末日	21,441	2,285	0.01	1.07
11月末日	21,682	2,310	0.01	1.07

## 【分配の推移】

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

	1万口当りの分配金	
	米ドル	円
第5会計年度	0.70502	57.90
第6会計年度	0.46593	38.26
第7会計年度	1.61980	133.02
第8会計年度	3.61848	297.15
第9会計年度	4.52361	371.48
第10会計年度	3.09191	253.91
第11会計年度	0.74516	61.19
第12会計年度	0.13256	10.89
第13会計年度	0.16603	13.63
第14会計年度	0.20960	17.21
2011年12月	0.01907	1.57
2012年1月	0.01909	1.57
2月	0.01756	1.44
3月	0.01827	1.50
4月	0.01772	1.46
5月	0.01882	1.55
6月	0.01727	1.42
7月	0.01771	1.45
8月	0.01259	1.03
9月	0.01223	1.00
10月	0.01058	0.87
11月	0.01025	0.84

## ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

	1万口当りの分配金	
	ユーロ	円
第1会計年度	1.71751	183.00
第2会計年度	1.23823	131.93
第3会計年度	1.24400	132.55
第4会計年度	1.53708	163.78
第5会計年度	2.72901	290.78
第6会計年度	3.40933	363.26
第7会計年度	1.62979	173.65
第8会計年度	0.16638	17.73
第9会計年度	0.43282	46.12
第10会計年度	0.25037	26.68
2011年12月	0.02880	3.07
2012年1月	0.01583	1.69
2月	0.01003	1.07
3月	0.01376	1.47
4月	0.01005	1.07
5月	0.00713	0.76
6月	0.00579	0.62
7月	0.01494	1.59
8月	0.01114	1.19
9月	0.00653	0.70
10月	0.00322	0.34
11月	0.00301	0.32

## 【収益率の推移】

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

	収益率
第5会計年度	0.71%
第6会計年度	0.47%
第7会計年度	1.62%
第8会計年度	3.62%
第9会計年度	4.52%
第10会計年度	3.09%
第11会計年度	0.75%
第12会計年度	0.13%
第13会計年度	0.17%
第14会計年度	0.21%

## ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

	収益率
第1会計年度	1.72%
第2会計年度	1.24%
第3会計年度	1.24%
第4会計年度	1.54%
第5会計年度	2.73%
第6会計年度	3.41%
第7会計年度	1.63%
第8会計年度	0.17%
第9会計年度	0.43%
第10会計年度	0.25%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格 + 当該会計年度の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末(第1会計年度の場合は、当初募集時)の1口当り純資産価格

## &lt;参考情報&gt;

**純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移** (2012年11月末日現在)**U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド**

※7日間平均年換算利回りは課税前です。

**ユーロ・マネー・マーケット・ファンド**

## (4)【販売及び買戻しの実績】

各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第5会計年度	26,626,630,937 (26,626,630,937)	25,902,308,154 (25,902,308,154)	13,450,105,325 (13,450,105,325)
第6会計年度	22,431,944,168 (22,431,944,168)	21,040,365,667 (21,040,365,667)	14,841,683,826 (14,841,683,826)
第7会計年度	19,053,097,527 (19,053,097,527)	19,398,788,996 (19,398,788,996)	14,495,992,357 (14,495,992,357)
第8会計年度	21,430,472,308 (21,430,472,308)	21,934,335,624 (21,934,335,624)	13,992,129,041 (13,992,129,041)
第9会計年度	43,652,980,205 (43,652,980,205)	43,172,470,504 (43,172,470,504)	14,472,638,742 (14,472,638,742)
第10会計年度	29,906,210,891 (29,906,210,891)	26,173,390,862 (26,173,390,862)	18,205,458,771 (18,205,458,771)
第11会計年度	19,281,074,325 (19,281,074,325)	18,276,559,747 (18,276,559,747)	19,209,973,349 (19,209,973,349)
第12会計年度	16,896,819,770 (16,896,819,770)	14,531,709,251 (14,531,709,251)	21,575,083,868 (21,575,083,868)
第13会計年度	19,050,581,427 (19,050,581,427)	13,174,423,166 (13,174,423,166)	27,451,242,129 (27,451,242,129)
第14会計年度	21,109,435,964 (21,109,435,964)	18,555,151,067 (18,555,151,067)	30,005,527,026 (30,005,527,026)

## ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	4,179,577,097 (4,179,577,097)	1,552,765,952 (1,552,765,952)	2,626,811,145 (2,626,811,145)
第2会計年度	383,526,447 (383,526,447)	363,239,375 (363,239,375)	2,647,098,217 (2,647,098,217)
第3会計年度	315,440,934 (315,440,934)	219,422,953 (219,422,953)	2,743,116,198 (2,743,116,198)
第4会計年度	306,291,844 (306,291,844)	299,578,852 (299,578,852)	2,749,829,190 (2,749,829,190)
第5会計年度	592,817,136 (592,817,136)	493,962,781 (493,962,781)	2,848,683,545 (2,848,683,545)
第6会計年度	1,207,105,840 (1,207,105,840)	844,872,261 (844,872,261)	3,210,917,124 (3,210,917,124)
第7会計年度	1,826,146,796 (1,826,146,796)	1,387,590,392 (1,387,590,392)	3,649,473,528 (3,649,473,528)
第8会計年度	2,212,035,018 (2,212,035,018)	1,778,776,975 (1,778,776,975)	4,082,731,571 (4,082,731,571)
第9会計年度	1,516,834,358 (1,516,834,358)	1,383,136,121 (1,383,136,121)	4,216,429,808 (4,216,429,808)
第10会計年度	675,591,178 (675,591,178)	2,773,447,672 (2,773,447,672)	2,118,573,314 (2,118,573,314)

(注1) ( )の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の口数には当初募集の数が含まれます。



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 海外における販売

ファンド証券は、管理会社により各取引日に発行されます。

取引日において、買付申込書はルクセンブルグ時間午前9時までに、管理会社により受領されなければなりません。午前9時以降に受領されたものは翌取引日に受領されたものと見做されます。

端数の受益証券は発行されません。

ファンド証券の券面または確認書は、当該代金の支払いが保管受託銀行に行われると、管理会社により交付されます。

各券面には、管理会社および保管受託銀行の署名が付されますが、当該両署名は複写によることができます。券面発行の要請がない場合、投資者は、所有受益証券について券面を発行しないことを要請したものと見做され、確認書がかわりに交付されます。

1口当りの販売価格は、ファンド証券の買付注文が受領されたまたは受領された見做された取引日に決定される1口当り純資産価格です。配分方針に基づき、ファンドは、合理的に可能な限り、1口当り純資産価格を常にU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては0.01ユーロに維持するよう努めます。

ファンドの1口当り純資産価格が取引日においてU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては0.01ユーロを下回る場合、ファンド証券は発行されません。

販売手数料は徴収されません。

受益証券の買付申込は、各取引日に、登録・名義書換事務代行会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）・エス・エーの各事務所で受け付けられます。

買付代金の支払いは、ファンド証券の基準通貨で行います。

受益証券の券面または確認書は、買付代金支払日から7銀行営業日以内に、保管受託銀行の事務所で、買付者または同人の銀行に入手可能となります。

管理会社は、ファンド証券の発行に関し、トラストおよびその販売会社がファンド証券が募集される国の法令を遵守することを意図しています。管理会社は、その裁量により、いつでも一定の国や領土の居住者やそれらの国、領土に設立された法人へのファンド証券の発行を一時的に停止、永続的に中止または制限することができます。

管理会社は、受益者全体および、トラストの保護に必要な場合、特定の人または法人につき、ファンド証券の取得を禁止することができます。

さらに、管理会社は、

- a. ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、
- b. ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができます。

#### 日本における販売

日本においては本書第一部証券情報(7)申込期間に記載される募集期間中のU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについてはルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日であつたニューヨーク証券取引所の取引日である日本における販売会社の営業日（ただし、12月24日を除きます。）、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについてはルクセンブルグ、ロンドンおよびフランクフルトの銀行営業日であつたフランクフルト証券取引所の取引日である日本における販売会社の営業日（ただし、12月24日を除きます。）に、同第一部証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。

日本における販売会社または販売取扱会社は、外国証券取引口座約款を投資者に交付し、当該投資者から外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受けます。投資家はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結します。販売の単位は、1,000口以上1口単位です。ただし、各日本における販売会社または販売取扱会社は独自に、より大きな取扱い単位を決定する場合があります。また、各日本における販売会社または販売取扱会社において取り扱う有価証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金などのうち基準通貨（または各日本における販売会社または販売取扱会社が応じるその他の通貨）で支払われるものによりファンド証券を取得する場合等および確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の取得申込をする場合には、各日本における販売会社または販売取扱会社が応じるものに限り、1口以上1口単位とします。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した取引日の1口当りの純資産価格です。申込みが行われた取引日の翌取引日に受渡しを行います。

ファンドの1口当り純資産価格が取引日においてU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては0.01ユーロを下回る場合、ファンド証券は発行（販売）されません。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し累積投資契約を締結した投資者に対し、代金の受領と引換えに取引報告書（金融商品取引法に基づき、取引残高報告書等を

もって取引報告書に代えることがあります。)を交付します。申込締切時間は販売会社または販売取扱会社にお問い合わせください。申込締切時間までに所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。締切時間を過ぎた申込みは受け付けません。代金の支払いは、円貨の場合、基準通貨との換算レートは約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社または販売取扱会社が決定します。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じる場合、日本における販売会社または販売取扱会社の基準通貨の預金口座への振込みにより基準通貨で支払うこともできます。

申込手数料はありません。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売会社または販売取扱会社は、トラストの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社または日本の販売会社はファンド証券の買付けの注文がマーケット・タイミング（不正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該買付け注文を受け付けない場合があります。

## 2【買戻し手続等】

### 海外における買戻し

受益者は、取引日にファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、当該取引日のルクセンブルグ時間午前9時までに管理会社により受領されなければなりません。午前9時以降に受領された買戻し請求は、翌取引日に受領されたものと見做されます。

買戻しは、買戻し請求が受領されたか受領されたと見做される取引日に決定される該当するファンドの1口当り純資産価格により行われます。買戻し請求には、（発行されている場合）受益証券券面を添付しなければなりません。買戻し手数料はありません。

買戻し請求の場合、買戻されるファンド証券について宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、買戻代金とともに支払われます。受益者が保有するファンド証券の一部の買戻しの場合、トラストのために行う管理会社と締結された契約に基づきノミニー・サービスを提供しているノミニー受益者またはその他の受益者は、買戻される受益証券を特定して指示しなければなりません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻し請求後遅滞なく行うことができるようにするため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

管理会社は、ファンド証券1口当りの純資産価格をU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては0.01ユーロに維持するよう最善の努力を行います。買戻し価格は、買戻日に適用される純資産価格によって、買付時の価格より高くなることも低くなることもあり得ます。

買戻し代金および分配金の支払いは、券面が発行された場合は、これが受領され、買戻し請求が受領されたか、受領されたと見做される取引日の翌取引日（「精算日」といいます。）に行われます。

管理会社は、後記「保有制限」に記載の状況、条件において受益証券の強制的買戻しを行うことができます。

### 日本における買戻し

日本における受益者は、買戻しを請求することができます。申込締切時間は販売会社または販売取扱会社にお問い合わせください。申込締切時間までに所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。締切時間を過ぎた申込みは受け付けません。買戻し請求は、手数料なしで、各取引日に日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができます。

ファンド証券1口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した日に計算される1口当り純資産価格で通常U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては0.01ユーロです。買戻し代金（および発生済・未払いの分配金）は、外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻し請求が行われた取引日の翌取引日に支払われます。買戻し代金（および発生済・未払いの分配金）が円貨で支払われる場合、基準通貨との換算レートは約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社または販売取扱会社が決定します。また、日本における販売会社が応じる場合は当該受益者の基準通貨預金口座への振込により基準通貨で受け取ることもできます。ファンド証券の買戻しは1口単位とします。

クローズド期間、大口解約の制限等はありません。

## 3【ファンド証券の転換】

### (1) 海外における転換

一つのサブ・ファンドのファンド証券から他のサブ・ファンドのファンド証券に転換を希望する受益者は、二つのサブ・ファンドの取引日に、転換のための取消不能の転換請求書に（発行されている場合は）ファンド証券を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができます。転換により発行される口数は、二つのサブ・ファンドの取引日に適用される各サブ・ファンドのファンド証券の1口当り純資産価格に基づき以下のとおり計算されま

す。

$$N_1 = \frac{NAV_2 \times N_2}{NAV_1}$$

$N_1$ ： 転換後の口数。端数ファンド証券は発行されません。転換に伴い生ずる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のサブ・ファンドに帰属します。

$N_2$ ： 転換前の口数。これには、転換請求されたファンド証券の発生済み未払いの分配金が、日本その他の国の適用される未払税金額を控除した後に、再投資されて発行されたファンド証券口数を含みます。

$NAV_1$ ： 転換により発行されるファンド証券の取引日現在の純資産価格。

$NAV_2$ ： 転換により発行されるファンド証券の基準通貨に適用される取引日の為替レートにより換算された転換されるファンド証券の取引日現在の純資産価格。

転換手数料は課されません。

## (2) 日本における転換

トラストを構成する他のサブ・ファンドを取り扱う日本の販売会社または販売取扱会社において、日本の販売会社または販売取扱会社が応じる場合は、当該他のサブ・ファンド間での転換（スイッチング）が可能です。

転換（スイッチング）の手続は、申込を行う日が、転換を行う2つのファンドの取引日で、かつ受渡日となる翌取引日も双方のファンドの取引日である場合に可能です。なお、一方のサブ・ファンドの円貨による売却代金相当額をもって、他方のサブ・ファンドの円貨による買付代金相当額とします。この場合の円貨と円貨以外の通貨との換算は、約定日における東京外国為替市場の相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします。詳しくは販売会社または販売取扱会社にお問い合わせください。

## 4【保有制限】

管理会社は、ファンド証券の発行に関し、ファンドおよびその販売会社がファンド証券が募集される国の法令を遵守することを意図しています。管理会社は、その裁量により、いつでも一定の国や領土の居住者やそれらの国、領土に設立された法人へのファンド証券の発行を一時的に停止、永続的に中止または制限することができます。

管理会社は、受益者全体および、トラストの保護に必要な場合、特定の個人または法人につき、ファンド証券の取得を禁止することができます。

さらに、管理会社は、

- a. ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、
- b. ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができます。詳細は以下のとおりです。

(a) 管理会社は、EU内において公衆に対してトラスト証券の販売を行いません。

(b) トラスト証券は、アメリカ合衆国1933年証券法（改正済）（「1933年法」）に基づく登録は行われていません。以下に記載する場合を除き、アメリカ合衆国またはその領土、属領、管轄地域（プエルトリコを含みます。）（「米国」）内において、または米国の市民、居住者（米国またはその政治的機構内においてまたはその法律に基づき組織・設立された会社、パートナーシップまたは法人を含みます。）または財団または信託（米国外を源泉とする収益（米国における取引や営業行為と有効に結合していないもの）がアメリカ合衆国連邦所得税の計算のために総所得に含まれない財団または信託を除きます。）（「米国人」）に対して、直接・間接を問わず、募集、販売、移転または交付を行いません。

トラストは、1940年アメリカ合衆国投資会社法（「投資会社法」）に基づく登録はなされていません。管理会社は、それを知らず、100名超の米国人または米国在住者が受益者となることを認めません。上記の禁止に反しない限り、限定的な数の米国におけるまたは米国人である専門的機関投資家に対しトラスト証券を私募により随時販売することができます。この場合は、1933年法に基づくトラスト証券の登録が要求されるような販売、トラストを投資会社法に服させるような販売、トラストを米国の税金に服させるような販売が行われないようにするため、一定の状況の下で、禁止条項を付して（投資者によるトラスト証券の交付前の一定の表明や合意を含んだ書簡の提示を含みます。）行われます。

上記に定義される米国人によるトラスト証券の実質的保有を制限、防止するために（上記の私募によりトラスト証券を購入する米国人を除きます。）、管理会社またはその代理人は以下のことを行うことができます。

- (a) トラスト証券の登録または移転により当該トラスト証券が米国人のために保有される可能性があるとして判断される場合、トラスト証券の発行、登録、移転を拒否することができます。
- (b) いつでもトラスト証券の受益者登録簿に記入されている人またはトラスト証券の移転の登録を求める人に対して、宣誓供述書を添付して、当該トラスト証券の保有者の実質的所有が米国人であるか、またはかかる登録が米国人による当該トラストの保有となるか否かを判定する目的で自らが必要と思料する情報の提供を求めることができます。
- (c) 管理会社が米国人が単独または他の者と共同でトラスト証券の実質的保有者であると判断する場合、一定の手続により、当該受益者が保有するすべてのトラスト証券を強制的に買戻し、または買戻しを行わせることができます。

## マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関してルクセンブルグの法令（2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法（改正済）を含みますが、これに限られません。）およびルクセンブルグの金融監督委員会の通達に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、投資信託をマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されています。かかる規定の制定により、ルクセンブルグ籍の投資信託の登録事務代行会社は、ルクセンブルグの法令に従い、原則として、購入者の身元確認を行わなければなりません。登録事務代行会社は、購入者に対し、かかる身元確認を実施するために必要とみなす文書の提出を要求することができます。

申請者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入（または、適宜、買戻し）の申請は受諾されません。管理会社および管理事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負いません。

受益者は、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・デリジェンス要件に基づき、随時、追加または最新の身元確認書類の提出を要求されることがあります。

## 5【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

#### 資産の評価

ファンド証券の1口当り純資産価格は、ファンドの基準通貨で表示され、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定されます。

「取引日」は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては（ ）ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日、（ ）ニューヨーク証券取引所の取引日および（ ）日本の販売会社の営業日である日（ただし12月24日を除きます）をいい、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては（ ）ルクセンブルグ、ロンドンおよびフランクフルトの銀行営業日、（ ）フランクフルト証券取引所の取引日および（ ）日本の販売会社の営業日である日（ただし12月24日を除きます。）をいいます。

ファンドの1口当り純資産価格は、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に決定され、管理会社の事務所において閲覧可能です。

ファンドの組入れ証券は償却原価法により評価されます。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としています。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、償却原価法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする結果となります。

ファンドは、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンドの証券の1口当り価格をU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては0.01ユーロで安定させる手続きを設けています。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と償却原価法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社の指示により随時見直されます。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行います。これには、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによるファンドの発行済受益証券口数の減少（この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われません。）、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく1口当り純資産価格の決定が含まれます。受益証券の1口当りの純資産価格をU.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドについては0.01米ドル、ユーロ・マネー・マーケット・ファンドについては0.01ユーロに維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買戻されるファンド証券口数は、組入証券の償却原価法による評価と市場価格に基づく評価との差を表わしています。各受益者は、トラストへの投資にあたり、かかる強制的買戻しに同意したものと見做されます。

管理会社またはその指定する代理人による上記の決定は、管理会社の役員またはこれにより指定された者による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた管理会社が随時採択する方針に従って行われます。

すべての場合において、ファンドの純資産価格は、ファンドに帰属するすべての組入証券およびその他の資産の合計からファンドの債務を控除し、ファンドの発行済証券の口数で割ることにより決定されます。

トラスト中の各サブ・ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各サブ・ファンドの資産プールは以下の方法で設定されます。

(a) 各サブ・ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各サブ・ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上されます。

- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上されます。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させます。
- (d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連する各サブ・ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させます。
- (e) 各サブ・ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとします。

ある取引日において、通信手段の一時的な故障やトラストの投資対象の市場価格が一時的に入手できないという理由により、1口当り純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格および買戻価格の決定のために、直前の取引日に決定された純資産価格および1口当り分配金を使用することを決定することができます。

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されています。

資産の評価(および販売・買戻し)の停止

管理会社は、以下の場合において、ファンド証券の1口当り時価(純資産価格)の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止することができます。

- (a) ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、または、ファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。
- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンド資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (c) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用している通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
- (d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

## (2) 【保管】

ファンド証券または確認書は、受益者の責任において保管されます。ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託した日本の投資家に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、各販売会社を名義人とする確認書を各販売会社に交付します。ただし、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、券面の交付を受け、自己の責任においてこれを保管します。

## (3) 【信託期間】

トラストおよびファンドの存続期間は、無期限です。

## (4) 【計算期間】

トラストおよびファンドの決算日は、毎年7月31日です。

## (5) 【その他】

### ( ) トラストおよびファンドの解散

トラストは存続期間が無期限で設定されています。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、償還することができます。トラストはルクセンブルグ法により要求される場合は、償還することができます。解散通知は、ルクセンブルグのメモリアルおよび適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されるものとします。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。

ファンドの清算原因たる事由の発生時には、受益証券の発行は即時禁じられ、発行された場合には無効となります。

受益権者の平等な処理が確保できる場合には、受益証券の買戻しの継続も可能です。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、( )いつでもサブ・ファンドを解散することができ、当該サブ・ファンドの受益者は、当該サブ・ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または( )いつでもサブ・ファンドを解散することができます。他のサブ・ファンドに、解散されるサブ・ファンドの資産(監査報告により評価されます。)を譲与し、他のサブ・ファンドの受益証券を、解散されるサブ・ファンド受益者に分配することができ、または( )ファンドの発行済受益証券口数が20億口を下回った場合には、ファンドを清算できます。上記( )の解散および分配は、当該サブ・ファンドのサイズ、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができます。上記( )および( )の解散または清算の場合、その効力発

生日は郵便またはファックスで受益者に通知されます。上記( )のサブ・ファンドの解散または分配の場合、当該サブ・ファンドの受益者には解散1か月前に郵便により通知するものとします。解散の効力発生日まで、受益者はサブ・ファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができます。

なお受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

( ) 約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。変更は、約款を変更する関係書類に規定のない場合は、ルクセンブルグ商業および法人登記所への、変更の預託に関する通知がメモリアルに公告された日の5日後に効力を生じるものとします。

( ) 追加ファンドの設立

管理会社は、保管受託銀行の同意を得て、トラストの約款および英文プロスペクトスを変更することにより新しいサブ・ファンドを随時設立することができます。

( ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資顧問契約

投資顧問契約は、相手方当事者に本契約の終了日の3ヶ月以上前に書面による通知を交付または書留郵便で送付することによって終了させることができます。ただし、一方の当事者が投資顧問契約のいずれかの条項に違反した場合には、相手方当事者は、書面による30日以上前の通知をした上で投資顧問契約を終了させることができます。ただし、かかる期間内にかかる違反が是正された場合はこの限りではありません。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、ルクセンブルグ法に従い解釈されます。

保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、同契約を解約することができます。ただし、一方当事者が本契約に関し違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、同契約を終了することができます。ただし、一方当事者が同契約に関し違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

代行協会員契約

同契約は、他の契約当事者に対し、同契約書記載の住所宛、3ヶ月前の書面による終了通知がなされるまで有効とします。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社のための日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されます。

受益証券販売・買戻契約

同契約は一方の当事者が他の当事者に対し、同契約書記載の住所宛に書面による通知を3ヶ月前になすことによりこれを解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されます。

## 6【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者がファンドに対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければなりません。

従って、販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、ファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は販売会社または販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使さ

せることができます。ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

(2) 買戻請求権

受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができます。

(3) 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(注) 受益者には、約款に基づいた受益者集会を開催する権利はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効します。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはトラストに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c . ファンドの原文の財務書類は、米ドルおよびユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2012年11月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=82.12円、1ユーロ=106.55円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。



( 1 ) 【2012年7月31日終了年度】

【貸借対照表】

結合純資産計算書  
2012年7月31日現在

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -

	U . S . ドル・マネー・ マーケット・ファンド		ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド		結合	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(米ドル)	(千円)
<b>資産</b>						
投資有価証券(注 2)	241,349,255	19,819,601	17,488,881	1,863,440	262,834,346	21,583,956
銀行預金	200,486	16,464	63,365	6,752	278,330	22,856
定期預金	59,266,000	4,866,924	3,752,000	399,776	63,875,332	5,245,442
未収収益	15,900	1,306	0	0	15,900	1,306
預金利息	411	34	5	1	418	34
資産合計	300,832,052	24,704,328	21,304,251	2,269,968	327,004,326	26,853,595
<b>負債</b>						
未払費用(注7)	480,397	39,450	79,608	8,482	578,196	47,481
受益者への未払分配 金	73,826	6,063	2,677	285	77,115	6,333
その他の負債	222,559	18,277	36,233	3,861	267,071	21,932
負債合計	776,782	63,789	118,518	12,628	922,382	75,746
純資産	300,055,270	24,640,539	21,185,733	2,257,340	326,081,944	26,777,849
発行済受益証券数	30,005,527,026 口		2,118,573,314 口			
1口当り純資産価格	0.01米ドル	0.82円	0.01ユーロ	1.07円		

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 【損益計算書】

## 結合運用計算書

2012年7月31日に終了した年度

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -

	U . S . ドル・マネー・ マーケット・ファンド		ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド		結合	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益						
預金利息	145,367	11,938	41,994	4,474	196,957	16,174
債券利息	284,990	23,403	13,976	1,489	302,160	24,813
収益合計	430,357	35,341	55,970	5,964	499,117	40,987
費用						
投資顧問報酬(注3)	70,599	5,798	28,686	3,056	105,840	8,692
代行協会員および販売会社 報酬(注5、6)	131,785	10,822	66,955	7,134	214,039	17,577
管理事務代行報酬(注4)	14,120	1,160	5,737	611	21,169	1,738
保管報酬(注4)	16,671	1,369	7,575	807	25,976	2,133
当座借越に係る支払利息	263	22	522	56	904	74
コルレス銀行報酬	44,000	3,613	12,930	1,378	59,885	4,918
管理報酬(注3)	4,707	387	1,912	204	7,056	579
法務報酬	6,738	553	2,442	260	9,739	800
海外登録費用	210,547	17,290	25,896	2,759	242,360	19,903
現金支出費	0	0	4,832	515	5,936	487
専門家報酬	21,385	1,756	11,768	1,254	35,842	2,943
印刷費・公告費	2,870	236	296	32	3,233	265
年次税(注8)	29,369	2,412	3,007	320	33,063	2,715
その他の報酬	4,961	407	2,679	285	8,252	678
費用合計	558,015	45,824	175,237	18,672	773,294	63,503

純投資(損)益	(127,658)	(10,483)	(119,267)	(12,708)	(274,177)	(22,515)
投資有価証券実現純(損)益	634,057	52,069	250,632	26,705	941,958	77,354
当期実現純(損)益	634,057	52,069	250,632	26,705	941,958	77,354
投資有価証券未実現純損益の変動	111,432	9,151	(39,982)	(4,260)	62,314	5,117
当期末実現純(損)益	111,432	9,151	(39,982)	(4,260)	62,314	5,117
運用の結果による純資産の増(減)	617,831	50,736	91,383	9,737	730,095	59,955

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合純資産変動計算書  
2012年7月31日に終了した年度

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -

	U.S.ドル・マネー・ マーケット・ファンド		ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド		結合	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	274,512,421	22,542,960	42,164,298	4,492,606	335,001,366	27,510,312
純投資(損)益	(127,658)	(10,483)	(119,267)	(12,708)	(274,177)	(22,515)
当期実現純(損)益	634,057	52,069	250,632	26,705	941,958	77,354
当期末実現純(損)益	111,432	9,151	(39,982)	(4,260)	62,314	5,117
運用の結果による純 資産の増(減)	617,831	50,736	91,383	9,737	730,095	59,955
受益証券の発行手取 金	211,094,360	17,335,069	6,755,912	719,842	219,393,997	18,016,635
受益証券の買戻支払 金	(185,551,511)	(15,237,490)	(27,734,477)	(2,955,109)	(219,623,315)	(18,035,467)
受益証券取引による 純手取(支払)金	25,542,849	2,097,579	(20,978,565)	(2,235,266)	(229,318)	(18,832)
受益者に支払われた 分配金(注9)	(617,831)	(50,736)	(91,383)	(9,737)	(730,095)	(59,955)
為替相場の変動	0	0	0	0	(8,690,104)	(713,631)
期末現在純資産	300,055,270	24,640,539	21,185,733	2,257,340	326,081,944	26,777,849

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

結合発行済受益証券数変動表  
2012年7月31日に終了した年度

	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -	
	U.S.ドル・マネー・ マーケット・ファンド	ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド
	(口数)	(口数)
期首現在発行済受益証券数	27,451,242,129	4,216,429,808
発行受益証券数	21,109,435,964	675,591,178
買戻受益証券数	(18,555,151,067)	(2,773,447,672)
期末現在発行済受益証券数	30,005,527,026	2,118,573,314

## 統計情報

	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -	
	U.S.ドル・マネー・ マーケット・ファンド	ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド
	(米ドル)	(ユーロ)
2012年7月31日現在純資産	300,055,270	21,185,733
2011年7月31日現在純資産	274,512,421	42,164,298
2010年7月31日現在純資産	215,750,839	40,827,316
2012年7月31日現在1口当り純資産価格	0.01	0.01
2011年7月31日現在1口当り純資産価格	0.01	0.01
2010年7月31日現在1口当り純資産価格	0.01	0.01

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

## 財務書類に対する注記

2012年7月31日に終了した年度

## 注1 - 機構

## トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてオープン・エンドのアンブレラ型の共有持分型投資信託("fonds commun de placement")としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト(「トラスト」)は、証券およびその他の資産(以下「証券」という。)からなる非法人形態の共有体であり、ルクセンブルグの法律に基づいて1991年7月8日に設立されルクセンブルグに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「管理会社」)によって、その共有者(「受益者」)の利益のために管理運用される。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。トラストの存続期間は無期限である。

トラストは、ルクセンブルグにおいて設定され、ルクセンブルグ大公国の投資信託に関する2010年12月17日法のパートの下で適格性を有している。

## ファンド

2012年7月31日現在、当トラストには以下の二つのサブ・ファンド(個々を「ファンド」という。)が存在する。

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト-U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびノムラ・グローバル・セレクト・トラスト-ユーロ・マネー・マーケット・ファンドが、存続期間が無期限で設定されている。

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、市場金利に沿った安定した収益を追求することである。

ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するそれぞれ米ドル建ておよびユーロ建ての短期金融商品に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指す。

## 注2 - 重要な会計方針

トラストは、当該通貨で個々のファンドの会計帳簿を記帳し、米ドルで結合財務書類を作成している。

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠し、以下の重要な会計方針を含んで作成される。

## 投資有価証券

短期金融商品およびその他の金融証券は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却される場合トラストが受領する価格よりも高額であったり低額であったりする場合がある。トラストの保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との間に乖離が存在するか否かを決定するために管理会社の取締役会によってもしくはその指図に従って定期的に検討される。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると判定される場合には、管理会社またはその任命する代行会社は、各ファンドの各受益者の受益証券の一部の比例的買戻しによる各ファンドの発行済受益証券数の減少(この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。)、売戻益もしくは損失を実現するための満期前のポートフォリオ証券の売却、またはポートフォリオの平均満期の短縮化、分配の停止、または入手可能な市場相場を用いた1口当り純資産価格の確定を含む、必要かつ適切とみなされる事後処理を採ることになる。

## 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日(購入または売却の注文が実行される日)に会計処理される。投資取引に係る実現損益は、加重平均原価法に基づいて算出される。

受取利息は、発生利息に基づいて計上される。支払いが滞ったり支払いに問題があると投資顧問会社が判断する場合には、トラストは収益を計上しない。

## 外貨換算

それぞれのファンドの基準通貨以外の通貨建て資産および負債ならびに証券の時価は、純資産計算書の日付現在の実勢為替レートで換算されている。各ファンドの基準通貨建てでない収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

米ドル建ての結合財務書類の作成に関して、米ドル以外の通貨建ての各ファンドの計算書は、年度末現在の実勢為替レートで換算されている。

2012年7月31日現在、以下の為替レートが使用された。

1ユーロ = 1.2285米ドル

## 為替相場の変動

前年度の為替を適用した期首現在の純資産額との差額は、純資産変動計算書に為替相場の変動として表示される。

## 純資産価格の計算方針

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。1口当り純資産価格は、当該ファンドのすべての投資有価証券およびその他の資産の合計から当該ファンドの負債を控除した額を発行済受益証券の口数で除することにより決定される。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグ時間の午後6時時点に管理会社および保管受託銀行の事務所において各取引日に入手可能である、日々の1口当り純資産価格および各ファンドに関して宣言される1口当りの日々の分配金額を決定するために、管理会社によって任命されている。

## 注3 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.01%の報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.01%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。管理報酬の引下げは2008年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.008%
0.20%未満となった場合	0.006%
0.10%未満となった場合	0.004%
再度0.10%未満となった場合	0.002%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

管理報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.250%超となった場合	0.002%
再度0.250%超となった場合	0.004%
0.350%超となった場合	0.006%
0.450%超となった場合	0.008%
0.525%超となった場合	0.010%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2012年7月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.004%およびユーロ・マネー・マーケット・ファンドに関して0%であった。

投資顧問会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.15%の投資顧問報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.15%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。投資顧問報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.12%
0.20%未満となった場合	0.09%
0.10%未満となった場合	0.06%
再度0.10%未満となった場合	0.03%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

投資顧問報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.250%超となった場合	0.03%
再度0.250%超となった場合	0.06%
0.350%超となった場合	0.09%
0.450%超となった場合	0.12%
0.525%超となった場合	0.15%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2012年7月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.06%およびユーロ・マネー・マーケット・ファンドに関して0%であった。

#### 注4 - 保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行および管理事務代行会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.070%以下の保管報酬および管理事務代行報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.070%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。保管報酬および管理事務代行報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.052%
0.20%未満となった場合	0.039%
0.10%未満となった場合	0.026%
再度0.10%未満となった場合	0.013%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

保管報酬および管理事務代行報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.250%超となった場合	0.013%
再度0.250%超となった場合	0.026%
0.350%超となった場合	0.039%
0.450%超となった場合	0.052%
0.525%超となった場合	0.070%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2012年7月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.026%およびユーロ・マネー・マーケット・ファンドに関して0%であった。

#### 注5 - 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.08%以下の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は四半期末毎に支払われる。

年率0.08%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。代行協会員報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.064%



0.20%未満となった場合	0.048%
0.10%未満となった場合	0.032%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

代行協会員報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.250%超となった場合	0.016%
再度0.250%超となった場合	0.032%
0.350%超となった場合	0.048%
0.450%超となった場合	0.064%
0.525%超となった場合	0.080%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2012年7月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.032%およびユーロ・マネー・マーケット・ファンドに関して0%であった。

#### 注6 - 販売会社報酬

日本における各販売会社は、日本における当該販売会社によって販売された受益証券に起因する当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.35%以下の報酬を各ファンドの資産から四半期末毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.35%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。販売会社報酬の引下げは2008年12月10日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.45%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.45%未満となった場合	0.30%
0.40%未満となった場合	0.25%
0.35%未満となった場合	0.20%
0.30%未満となった場合	0.16%
0.20%未満となった場合	0.12%
0.10%未満となった場合	0.08%
再度0.10%未満となった場合	0.04%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

販売会社報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.25%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

7日間平均利回り	販売会社報酬
0.250%超となった場合	0.04%
再度0.250%超となった場合	0.08%
0.350%超となった場合	0.12%
0.450%超となった場合	0.16%
0.525%超となった場合	0.20%
再度0.525%超となった場合	0.25%
再度0.525%超となった場合	0.30%
0.575%超となった場合	0.35%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2012年7月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.08%およびユーロ・マネー・マーケット・ファンドに関して0%であった。

#### 注7 - 未払費用

	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -		結合 (米ドル)
	U.S.ドル・マネー・ マーケット・ファンド (米ドル)	ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド (ユーロ)	
投資顧問報酬	26,692	0	26,692
代行協会員および販売会社報酬	49,826	0	49,826
管理事務および名義書換代行報酬	5,338	0	5,338
保管報酬	6,228	0	6,228
コルレス銀行報酬	31,730	15,415	50,667
法務報酬	0	2,236	2,747
管理報酬	1,780	0	1,780
海外登録費用	324,161	45,607	380,190
現金支出費	0	856	1,051
専門家報酬	21,860	14,200	39,305
印刷費・公告費	2,738	276	3,077
年次税	10,044	808	11,037
その他の報酬	0	210	258
	480,397	79,608	578,196

#### 注8 - 税金

トラストは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは、純資産額に対して年率0.01%の資本税を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、トラストおよび受益者(ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。)はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。トラストは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

#### 注9 - 分配

管理会社の取締役会は、各ファンドの投資方針に記載された、受益証券1口当り純資産価格の金額を維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。

分配の結果、当該ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律で規定される投資信託の純資産の最低額のユーロ相当額を

下回る場合には、分配を行うことができない。支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し当該ファンドに帰属する。

2012年7月31日に終了した年度中に、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびユーロ・マネー・マーケット・ファンドは、それぞれ617,831米ドルおよび91,383ユーロの分配金を支払った。

## 【投資有価証券明細表等】

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト - U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券明細表

2012年7月31日現在

(米ドル(USD)で表示)

通貨	額面価額	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
預金証書					
USD	7,000,000	MIZUHO CORP BANK SYD CD 0% 29/10/12	6,992,331	6,992,740	2.33
USD	6,500,000	MIZUHO CORP BANK SYD CD 0% 30/08/12	6,493,031	6,497,803	2.17
USD	6,500,000	BK TOKYO MITS UFJ AU CD 0% 26/10/12	6,493,197	6,493,640	2.16
			19,978,559	19,984,183	6.66
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	7,500,000	ING BANK AUST CP 08/08/12	7,491,002	7,499,316	2.50
USD	7,500,000	SUNCORP METWAY LTD CP 08/08/12	7,489,378	7,499,192	2.50
USD	6,500,000	SUNCORP METWAY LTD CP 27/09/12	6,491,374	6,494,655	2.16
			21,471,754	21,493,163	7.16
		オーストラリア合計	41,450,313	41,477,346	13.82
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	10,000,000	SNCF CP 06/09/12	9,989,355	9,995,835	3.32
USD	7,500,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 22/08/12	7,496,062	7,498,645	2.50
USD	7,500,000	SNCF CP 28/09/12	7,493,134	7,495,624	2.50
USD	7,500,000	CAISSE AMORTISSEMENT CP 18/10/12	7,478,332	7,490,764	2.50
USD	7,500,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 27/12/12	7,476,946	7,481,557	2.49
USD	6,500,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 09/08/12	6,494,026	6,499,480	2.17
USD	6,500,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 16/08/12	6,482,532	6,498,560	2.17
USD	6,500,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 16/08/12	6,479,743	6,498,340	2.17
USD	6,500,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 18/10/12	6,492,699	6,493,810	2.16
USD	6,500,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 23/01/13	6,482,770	6,483,613	2.16
			72,365,599	72,436,228	24.14
		フランス合計	72,365,599	72,436,228	24.14
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	6,500,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 22/08/12	6,493,197	6,498,447	2.17
USD	6,500,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 31/08/12	6,479,137	6,496,598	2.16
			12,972,334	12,995,045	4.33
		ドイツ合計	12,972,334	12,995,045	4.33

通貨	額面価額	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
ルクセンブルグ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	7,000,000	BCEE CP 01/10/12	6,990,287	6,995,144	2.33
USD	7,000,000	BCEE CP 18/01/13	6,981,801	6,983,185	2.33
			13,972,088	13,978,329	4.66
		ルクセンブルグ合計	13,972,088	13,978,329	4.66
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	6,500,000	NEDERLANDSE WATERSCHAP CP 22/10/12	6,493,737	6,495,858	2.16
			6,493,737	6,495,858	2.16
		オランダ合計	6,493,737	6,495,858	2.16
ニュージーランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	3,000,000	KIWIBANK LTD CP 23/08/12	2,995,685	2,999,222	1.00
			2,995,685	2,999,222	1.00
		ニュージーランド合計	2,995,685	2,999,222	1.00
シンガポール					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	6,500,000	NATIXIS SINGAPORE CP 09/10/12	6,489,383	6,492,288	2.16
			6,489,383	6,492,288	2.16
		シンガポール合計	6,489,383	6,492,288	2.16
イギリス					
預金証書					
USD	7,500,000	SUMIT MIT BK LDN CD 0% 08/08/12	7,491,958	7,499,389	2.50
USD	7,500,000	NORINCHUK BK LDN CD 0% 14/08/12	7,492,054	7,498,878	2.50
USD	7,500,000	MIZUHO CORP BANK LDN CD 0% 19/10/12	7,491,576	7,492,766	2.49
USD	6,500,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 01/08/12	6,497,082	6,500,000	2.17
USD	6,500,000	NORINCHUK BK LDN CD 0% 19/09/12	6,493,197	6,496,376	2.17
USD	2,000,000	CHIBA BANK LTD LDN CD 0% 18/10/12	1,997,346	1,997,750	0.67
			37,463,213	37,485,159	12.50
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	5,000,000	MITSUB CORP FINANCE CP 14/09/12	4,995,379	4,997,252	1.66
USD	3,000,000	SUMITOMO CORP CAP EURO CP 27/09/12	2,996,172	2,997,628	1.00
USD	3,000,000	SUMITOMO CORP CAP EURO CP 23/10/12	2,996,248	2,996,615	1.00
USD	2,000,000	SUMITOMO CORP CAP EURO CP 16/10/12	1,997,712	1,997,955	0.67
			12,985,511	12,989,450	4.33
確定利付債					
USD	10,000,000	MITSUBISHI CORP 0.51% 25/09/12	10,000,000	10,000,000	3.33
USD	6,500,000	MITSUBISHI CORP FIN 0.51% 11/09/12	6,500,000	6,500,000	2.17
			16,500,000	16,500,000	5.50
		イギリス合計	66,948,724	66,974,609	22.33

通貨	額面価額	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国					
預金証書					
USD	8,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.53% 23/10/12	8,000,204	8,000,184	2.66
USD	6,500,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.49% 10/09/12	6,500,170	6,500,072	2.17
USD	3,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.52% 29/10/12	3,000,078	3,000,074	1.00
			17,500,452	17,500,330	5.83
		アメリカ合衆国合計	17,500,452	17,500,330	5.83
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	241,188,315	241,349,255	80.43
		投資有価証券合計	241,188,315	241,349,255	80.43

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 投資有価証券の業種別および地域別分布表

2012年7月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オーストラリア	
金融	13.82
	<hr/>
	13.82
フランス	
金融	20.82
資本財・サービス	3.32
	<hr/>
	24.14
ドイツ	
金融	4.33
	<hr/>
	4.33
ルクセンブルグ	
金融	4.66
	<hr/>
	4.66
オランダ	
金融	2.16
	<hr/>
	2.16
ニュージーランド	
金融	1.00
	<hr/>
	1.00
シンガポール	
金融	2.16
	<hr/>
	2.16
イギリス	
金融	22.33
	<hr/>
	22.33
アメリカ合衆国	
金融	5.83
	<hr/>
	5.83
投資合計	80.43
	<hr/>
	80.43

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト・ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

## 投資有価証券明細表

2012年7月31日現在

(ユーロ(EUR)で表示)

通貨	額面価額	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
オーストラリア					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	500,000	ING BANK AUST CP 22/08/12	499,670	499,886	2.36
			499,670	499,886	2.36
		オーストラリア合計	499,670	499,886	2.36
フランス					
預金証書					
EUR	500,000	BNP PARIBAS SA CD 0% 09/10/12	499,302	499,493	2.36
			499,302	499,493	2.36
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	1,000,000	ELECTRICITE DE FRANCE CP 06/08/12	999,780	999,964	4.72
EUR	1,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 28/08/12	997,945	999,697	4.71
EUR	1,000,000	SOCIETE GENERALE CP 24/10/12	999,081	999,161	4.71
EUR	500,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 24/09/12	499,439	499,678	2.36
EUR	500,000	NATIXIS CP 26/09/12	499,311	499,581	2.36
EUR	500,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 30/11/12	499,428	499,438	2.36
			4,494,984	4,497,519	21.22
		フランス合計	4,994,286	4,997,012	23.58
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	1,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 16/08/12	997,617	999,805	4.72
			997,617	999,805	4.72
		ドイツ合計	997,617	999,805	4.72
香港					
預金証書					
EUR	500,000	BNP PARIBAS HONG KONG CD 0% 4/10/12	499,350	499,543	2.36
			499,350	499,543	2.36
		香港合計	499,350	499,543	2.36
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	1,000,000	ABN AMRO BANK NV CP 14/09/12	999,450	999,634	4.72
EUR	1,000,000	ING BANK CP 17/10/12	998,928	999,103	4.71
EUR	500,000	RABOBANK NEDERLAND CP 26/11/12	498,789	499,238	2.36
EUR	500,000	RABOBANK NEDERLAND CP 10/04/13	498,293	498,430	2.35
			2,995,460	2,996,405	14.14
		オランダ合計	2,995,460	2,996,405	14.14



通貨	額面価額	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
ノルウェー					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	500,000	DNB NOR BANK ASA CP 04/09/12	499,617	499,863	2.36
EUR	500,000	DNB NOR BANK ASA CP 18/01/13	499,044	499,116	2.36
			998,661	998,979	4.72
		ノルウェー合計	998,661	998,979	4.72
シンガポール					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	500,000	NATIXIS SINGAPORE CP 04/10/12	499,226	499,467	2.36
			499,226	499,467	2.36
		シンガポール合計	499,226	499,467	2.36
スウェーデン					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	1,000,000	NORDEA BANK AB CP 18/01/13	999,132	999,198	4.72
			999,132	999,198	4.72
		スウェーデン合計	999,132	999,198	4.72
イギリス					
預金証書					
EUR	1,000,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 08/08/12	999,285	999,946	4.72
EUR	1,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 28/08/12	999,872	999,895	4.72
EUR	1,000,000	CHIBA BANK LTD LDN CD 0% 24/09/12	999,269	999,580	4.71
EUR	500,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 22/08/12	499,681	499,927	2.36
			3,498,107	3,499,348	16.51
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
EUR	1,000,000	UBS AG LONDON CP 09/10/12	999,117	999,358	4.72
EUR	500,000	LLOYDS TSB BANK PLC CP 28/08/12	499,720	499,880	2.36
			1,498,837	1,499,238	7.08
		イギリス合計	4,996,944	4,998,586	23.59
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	17,480,346	17,488,881	82.55
		投資有価証券合計	17,480,346	17,488,881	82.55

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 投資有価証券の業種別および地域別分布表

2012年7月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
オーストラリア	
金融	2.36
	<hr/>
	2.36
フランス	
金融	23.58
	<hr/>
	23.58
ドイツ	
金融	4.72
	<hr/>
	4.72
香港	
金融	2.36
	<hr/>
	2.36
オランダ	
金融	14.14
	<hr/>
	14.14
ノルウェー	
金融	4.72
	<hr/>
	4.72
シンガポール	
金融	2.36
	<hr/>
	2.36
スウェーデン	
金融	4.72
	<hr/>
	4.72
イギリス	
金融	23.59
	<hr/>
	23.59
投資合計	82.55
	<hr/>
	<hr/>

[次へ](#)

## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Combined Statement of Net Assets  
as of July 31, 2012

	<i>Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>USD</i>
<b>ASSETS</b>			
Investments (Note 2)	241,349,255	17,488,881	262,834,346
Cash at banks	200,486	63,365	278,330
Term deposits	59,266,000	3,752,000	63,875,332
Accrued income	15,900	0	15,900
Interest on deposits	411	5	418
Total Assets	<u>300,832,052</u>	<u>21,304,251</u>	<u>327,004,326</u>
<b>LIABILITIES</b>			
Accrued expenses (Note 7)	480,397	79,608	578,196
Dividend Payable to unitholders	73,826	2,677	77,115
Other liabilities	222,559	36,233	267,071
Total Liabilities	<u>776,782</u>	<u>118,518</u>	<u>922,382</u>
NET ASSETS	<u>300,055,270</u>	<u>21,185,733</u>	<u>326,081,944</u>
Number of units outstanding	30,005,527,026	2,118,573,314	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.01	0.01	

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Combined Statement of Operations  
for the year ended July 31, 2012

	<i>Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>USD</i>
<b>INCOME</b>			
Interest on bank accounts	145,367	41,994	196,957
Interest on bonds	284,990	13,976	302,160
Total Income	<u>430,357</u>	<u>55,970</u>	<u>499,117</u>
<b>EXPENSES</b>			
Advisory fees (Note 3)	70,599	28,686	105,840
Agent Company and Distributor fees (Note 5, 6)	131,785	66,955	214,039
Administrative Agent fees (Note 4)	14,120	5,737	21,169
Custodian fees (Note 4)	16,671	7,575	25,976
Interest paid on bank overdraft	263	522	904
Correspondent bank fees	44,000	12,930	59,885
Management Company fees (Note 3)	4,707	1,912	7,056
Legal fees	6,738	2,442	9,739
Overseas registration fees	210,547	25,896	242,360
Out-of-pocket expenses	0	4,832	5,936
Professional fees	21,385	11,768	35,842
Printing and publication fees	2,870	296	3,233
Subscription tax (Note 8)	29,369	3,007	33,063
Other fees	4,961	2,679	8,252
Total Expenses	<u>558,015</u>	<u>175,237</u>	<u>773,294</u>
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	<u>(127,658)</u>	<u>(119,267)</u>	<u>(274,177)</u>
Net realised profit/(loss) on investments	<u>634,057</u>	<u>250,632</u>	<u>941,958</u>
NET REALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	<u>634,057</u>	<u>250,632</u>	<u>941,958</u>
Change in net unrealised result on investments	<u>111,432</u>	<u>(39,982)</u>	<u>62,314</u>
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	<u>111,432</u>	<u>(39,982)</u>	<u>62,314</u>
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	<u>617,831</u>	<u>91,383</u>	<u>730,095</u>

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Combined Statement of Changes in Net Assets  
for the year ended July 31, 2012

	<i>Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>USD</i>
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	274,512,421	42,164,298	335,001,366
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	(127,658)	(119,267)	(274,177)
NET REALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	634,057	250,632	941,958
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	111,432	(39,982)	62,314
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	617,831	91,383	730,095
Proceeds from subscriptions of units	211,094,360	6,755,912	219,393,997
Payments for repurchase of units	(185,551,511)	(27,734,477)	(219,623,315)
NET PROCEEDS/(PAYMENTS) FOR UNIT TRANSACTIONS	25,542,849	(20,978,565)	(229,318)
Dividend paid to unitholders (Note 9)	(617,831)	(91,383)	(730,095)
Exchange movement	0	0	(8,690,104)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	300,055,270	21,185,733	326,081,944

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Combined Statement of Changes in Units Outstanding  
for the year ended July 31, 2012

	<i>Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund</i>
Number of units outstanding at the beginning of the year	27,451,242,129	4,216,429,808
Number of units issued	21,109,435,964	675,591,178
Number of units repurchased	(18,555,151,067)	(2,773,447,672)
Number of units outstanding at the end of the year	30,005,527,026	2,118,573,314

## Statistical Information

	<i>Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>
Net Assets as at July 31, 2012	300,055,270	21,185,733
Net Assets as at July 31, 2011	274,512,421	42,164,298
Net Assets as at July 31, 2010	215,750,839	40,827,316
Net Asset Value per unit as at July 31, 2012	0.01	0.01
Net Asset Value per unit as at July 31, 2011	0.01	0.01
Net Asset Value per unit as at July 31, 2010	0.01	0.01

## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

---

Notes to the Financial Statements  
for the year ended July 31, 2012

## Note 1 - Organisation

*THE TRUST*

Nomura Global Select Trust (the "Trust"), organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as an open-ended mutual investment umbrella fund ("fonds commun de placement"), is an unincorporated co-proprietorship of securities and other assets (hereinafter referred to as "securities"), managed in the interest of its co-owners (the "Unitholders") by Global Funds Management S.A. (the "Management Company"), a company incorporated on July 8, 1991 under the laws of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Trust are separated from those of the Management Company and from those of other investment funds managed by the Management Company. The Trust has been established for an undetermined period.

The Trust is organized in Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment of the Grand-Duchy of Luxembourg.

*THE FUNDS*

As of July 31, 2012 there exist two sub-funds (individually known as a "Fund") under the Trust:

Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund and Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund are established for an undetermined period.

The investment objective of the Funds is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Funds seek to achieve this objective through investment in a diversified portfolio comprising primarily of U.S. Dollars and Euro denominated money market instruments respectively of high credit quality and liquidity.

## Note 2 - Significant Accounting Policies

The Trust maintains the books and records of each individual Fund in its respective currency and prepares combined financial statements in U.S. Dollars.

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg regulations relating to investment funds, including the following significant accounting policies:

*INVESTMENTS IN SECURITIES*

Money market instruments and other instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Trust would receive if it sold the instrument. The Trust's portfolio holdings will be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the net asset value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to existing Unitholders, the Management Company, or its appointed agents, will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the reduction of the number of outstanding units of each Fund by the proportionate repurchase of certain of the units of each Unitholder of each Fund (upon which repurchase no sum would be repayable to the Unitholder), the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or shortening of average portfolio maturity, withholding dividends, or establishing a net asset value per unit by using available market quotations.

*INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME*

Investment transactions are accounted for on trade date (the date the order to buy or sell is executed). Realised

profits or losses on investment transactions are calculated on a weighted-average cost basis.

Interest income is recorded on the basis of interest accrued. The Trust does not accrue income when payment is delinquent or when the Investment Advisor believes payment is questionable.

#### *CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES*

The market value of securities as well as other assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Funds have been translated at the exchange rates prevailing at the date of the statements of net assets. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Funds have been translated at the rate prevailing at the date of transaction.

For preparation of combined financial statements in U.S. Dollars, the statements of each Fund denominated in currencies other than U.S. Dollars have been translated at the exchange rates prevailing at year-end.

As at July 31, 2012, the following exchange rate was used:

1 EUR = 1.2285 USD

#### *EXCHANGE MOVEMENT*

The variation of exchange rate from the previous year applied to the net asset value at the beginning of year is presented as exchange movement in the statement of changes in net assets.

#### *NAV CALCULATION POLICY*

The net asset value per unit of each Fund is determined on every Dealing Day immediately after the daily declaration of dividends. The net asset value per unit is determined by adding the value of all investments and other assets in the respective Fund, deducting its liabilities and by dividing the resulting amount by the number of units outstanding.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. has been appointed by the Management Company to determine the daily net asset value per unit and the amount of daily dividend per unit to be declared in respect of each Fund which will be available on each Dealing Day at the offices of the Management Company and the Custodian as of 6 p.m. Luxembourg time.

#### *Note 3 - Management Company and Advisory fees*

The Management Company is entitled to a fee at an annual rate of 0.01% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.01% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Management Company fees is effective after December 29, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:



Average 7-day yield	Management Company fees
Falls below 0.30%	0.008%
Falls below 0.20%	0.006%
Falls below 0.10%	0.004%
Falls below 0.10% again	0.002%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the Management Company fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increase above 0.250%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Management Company fees
Increase above 0.250%	0.002%
Increase above 0.250% again	0.004%
Increase above 0.350%	0.006%
Increase above 0.450%	0.008%
Increase above 0.525%	0.010%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2012, the annual rate was 0.004% for the U.S. Dollar Money Market Fund and 0% for the Euro Money Market Fund.

The Investment Adviser is entitled to an Advisory fee payable out of the assets of each Fund at an annual rate of 0.15% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.15% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Advisory fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Advisory fees
Falls below 0.30%	0.12%
Falls below 0.20%	0.09%
Falls below 0.10%	0.06%
Falls below 0.10% again	0.03%
Falls below 0.10% again	0.00%

An increase of the Advisory fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increase above 0.250%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Advisory fees
Increase above 0.250%	0.03%
Increase above 0.250% again	0.06%
Increase above 0.350%	0.09%
Increase above 0.450%	0.12%
Increase above 0.525%	0.15%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2012, the annual rate was 0.06% for the U.S. Dollar Money Market Fund and 0% for the Euro Money Market Fund.

#### Note 4 - Custodian and Administrative Agent fees

The Custodian and Administrator is entitled to a Custodian and Administrative Agent fee payable out of the assets of each Fund at an annual rate of up to 0.070% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.070% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Custodian and Administrative Agent fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Custodian and Administrative Agent fees
Falls below 0.30%	0.052%
Falls below 0.20%	0.039%
Falls below 0.10%	0.026%
Falls below 0.10% again	0.013%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the Custodian and Administrative Agent fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increase above 0.250%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Custodian and Administrative Agent fees
Increase above 0.250%	0.013%
Increase above 0.250% again	0.026%
Increase above 0.350%	0.039%
Increase above 0.450%	0.052%
Increase above 0.525%	0.070%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2012, the annual rate was 0.026% for the U.S. Dollar Money Market Fund and 0% for the Euro Money Market Fund.

#### Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee of up to 0.08% p.a. of the average daily net asset value of each Fund, to be paid quarterly.

The annual rate of 0.08% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Agent Company fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Falls below 0.30%	0.064%
Falls below 0.20%	0.048%
Falls below 0.10%	0.032%
Falls below 0.10% again	0.016%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the Agent Company fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increase above 0.250%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Increase above 0.250%	0.016%
Increase above 0.250% again	0.032%
Increase above 0.350%	0.048%
Increase above 0.450%	0.064%
Increase above 0.525%	0.080%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2012, the annual rate was 0.032% for the U.S. Dollar Money Market Fund and 0% for the Euro Money Market Fund.

#### Note 6 - Distributor fees

Each of the Distributors in Japan is entitled to a fee payable quarterly, in arrears, out of the assets of each Fund, at an annual rate up to 0.35% of the average daily net assets during the relevant quarter attributable to the units sold by the relevant Distributor in Japan.

The annual rate of 0.35% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Distributor fees is effective after December 10, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.45%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Distributor fees
Falls below 0.45%	0.30%
Falls below 0.40%	0.25%
Falls below 0.35%	0.20%
Falls below 0.30%	0.16%
Falls below 0.20%	0.12%
Falls below 0.10%	0.08%
Falls below 0.10% again	0.04%
Falls below 0.10% again	0.00%

An increase of the Distributor fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increase above 0.25%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Increase above 0.250%	0.04%
Increase above 0.250% again	0.08%
Increase above 0.350%	0.12%
Increase above 0.450%	0.16%
Increase above 0.525%	0.20%
Increase above 0.525% again	0.25%
Increase above 0.525% again	0.30%
Increase above 0.575%	0.35%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2012, the annual rate was 0.08% for the U.S. Dollar Money Market Fund and 0% for the Euro Money Market Fund.

#### Note 7 - Accrued Expenses

	<i>Nomura Global Select Trust - U. S. Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>EUR</i>	<i>USD</i>
Advisory fees	26,692	0	26,692
Agent Company and Distributor fees	49,826	0	49,826
Administrative and Transfer Agent fees	5,338	0	5,338
Custodian fees	6,228	0	6,228
Correspondent bank fees	31,730	15,415	50,667
Legal fees	0	2,236	2,747
Management Company fees	1,780	0	1,780
Overseas registration fees	324,161	45,607	380,190
Out-of-pocket expenses	0	856	1,051
Professional fees	21,860	14,200	39,305
Printing and publication fees	2,738	276	3,077
Subscription tax	10,044	808	11,037
Other fees	0	210	258
	<u>480,397</u>	<u>79,608</u>	<u>578,196</u>

#### Note 8 - Taxation

The Trust is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Trust is subject to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Trust nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any Luxembourg withholding or estate tax. The Trust collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

#### Note 9 - Distributions

It is the intention of the Board of Directors of the Management Company to proceed to a daily declaration of dividends in an amount necessary to maintain each Fund's net asset value per unit at the amount specified in its investment policy.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the respective Fund would fall below the equivalent in Euro of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law. Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the respective Fund.

During the year ended July 31, 2012, the U.S. Dollar Money Market Fund and Euro Money Market Fund paid dividends of USD 617,831 and EUR 91,383 respectively.

[次へ](#)

## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST - U.S. DOLLAR MONEY MARKET FUND

## Statement of Investments

as at July 31, 2012

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
AUSTRALIA					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	7,000,000	MIZUHO CORP BANK SYD CD 0% 29/10/12	6,992,331	6,992,740	2.33
USD	6,500,000	MIZUHO CORP BANK SYD CD 0% 30/08/12	6,493,031	6,497,803	2.17
USD	6,500,000	BK TOKYO MITS UFJ AU CD 0% 26/10/12	6,493,197	6,493,640	2.16
			19,978,559	19,984,183	6.66
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	7,500,000	ING BANK AUST CP 08/08/12	7,491,002	7,499,316	2.50
USD	7,500,000	SUNCORP METWAY LTD CP 08/08/12	7,489,378	7,499,192	2.50
USD	6,500,000	SUNCORP METWAY LTD CP 27/09/12	6,491,374	6,494,655	2.16
			21,471,754	21,493,163	7.16
		Total AUSTRALIA	41,450,313	41,477,346	13.82
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	10,000,000	SNCF CP 06/09/12	9,989,355	9,995,835	3.32
USD	7,500,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 22/08/12	7,496,062	7,498,645	2.50
USD	7,500,000	SNCF CP 28/09/12	7,493,134	7,495,624	2.50
USD	7,500,000	CAISSE AMORTISSEMENT CP 18/10/12	7,478,332	7,490,764	2.50
USD	7,500,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 27/12/12	7,476,946	7,481,557	2.49
USD	6,500,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 09/08/12	6,494,026	6,499,480	2.17
USD	6,500,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 16/08/12	6,482,532	6,498,560	2.17
USD	6,500,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 16/08/12	6,479,743	6,498,340	2.17
USD	6,500,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 18/10/12	6,492,699	6,493,810	2.16
USD	6,500,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 23/01/13	6,482,770	6,483,613	2.16
			72,365,599	72,436,228	24.14
		Total FRANCE	72,365,599	72,436,228	24.14
GERMANY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	6,500,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 22/08/12	6,493,197	6,498,447	2.17
USD	6,500,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 31/08/12	6,479,137	6,496,598	2.16
			12,972,334	12,995,045	4.33
		Total GERMANY	12,972,334	12,995,045	4.33

## Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (continued)					
LUXEMBOURG					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	7,000,000	BCEE CP 01/10/12	6,990,287	6,995,144	2.33
USD	7,000,000	BCEE CP 18/01/13	6,981,801	6,983,185	2.33
			13,972,088	13,978,329	4.66
		Total LUXEMBOURG	13,972,088	13,978,329	4.66
NETHERLANDS					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	6,500,000	NEDERLANDSE WATERSCHAP CP 22/10/12	6,493,737	6,495,858	2.16
			6,493,737	6,495,858	2.16
		Total NETHERLANDS	6,493,737	6,495,858	2.16
NEW ZEALAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	3,000,000	KIWIBANK LTD CP 23/08/12	2,995,685	2,999,222	1.00
			2,995,685	2,999,222	1.00
		Total NEW ZEALAND	2,995,685	2,999,222	1.00
SINGAPORE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	6,500,000	NATIXIS SINGAPORE CP 09/10/12	6,489,383	6,492,288	2.16
			6,489,383	6,492,288	2.16
		Total SINGAPORE	6,489,383	6,492,288	2.16
UNITED KINGDOM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	7,500,000	SUMIT MIT BK LDN CD 0% 08/08/12	7,491,958	7,499,389	2.50
USD	7,500,000	NORINCHUK BK LDN CD 0% 14/08/12	7,492,054	7,498,878	2.50
USD	7,500,000	MIZUHO CORP BANK LDN CD 0% 19/10/12	7,491,576	7,492,766	2.49
USD	6,500,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 01/08/12	6,497,082	6,500,000	2.17
USD	6,500,000	NORINCHUK BK LDN CD 0% 19/09/12	6,493,197	6,496,376	2.17
USD	2,000,000	CHIBA BANK LTD LDN CD 0% 18/10/12	1,997,346	1,997,750	0.67
			37,463,213	37,485,159	12.50
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	5,000,000	MITSUB CORP FINANCE CP 14/09/12	4,995,379	4,997,252	1.66
USD	3,000,000	SUMITOMO CORP CAP EURO CP 27/09/12	2,996,172	2,997,628	1.00
USD	3,000,000	SUMITOMO CORP CAP EURO CP 23/10/12	2,996,248	2,996,615	1.00
USD	2,000,000	SUMITOMO CORP CAP EURO CP 16/10/12	1,997,712	1,997,955	0.67
			12,985,511	12,989,450	4.33

## Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (continued)					
UNITED KINGDOM (continued)					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	10,000,000	MITSUBISHI CORP 0.51% 25/09/12	10,000,000	10,000,000	3.33
USD	6,500,000	MITSUBISHI CORP FIN 0.51% 11/09/12	6,500,000	6,500,000	2.17
			16,500,000	16,500,000	5.50
		Total UNITED KINGDOM	66,948,724	66,974,609	22.33
UNITED STATES OF AMERICA					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
USD	8,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.53% 23/10/12	8,000,204	8,000,184	2.66
USD	6,500,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.49% 10/09/12	6,500,170	6,500,072	2.17
USD	3,000,000	CHIBA BANK LTD NY CD 0.52% 29/10/12	3,000,078	3,000,074	1.00
			17,500,452	17,500,330	5.83
		Total UNITED STATES OF AMERICA	17,500,452	17,500,330	5.83
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	241,188,315	241,349,255	80.43
		Total Investments	241,188,315	241,349,255	80.43

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*



## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST - U.S. DOLLAR MONEY MARKET FUND

## Economic and Geographical Division of Investments

as at July 31, 2012

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	13.82
	<u>13.82</u>
FRANCE	
Financials	20.82
Industrials	3.32
	<u>24.14</u>
GERMANY	
Financials	4.33
	<u>4.33</u>
LUXEMBOURG	
Financials	4.66
	<u>4.66</u>
NETHERLANDS	
Financials	2.16
	<u>2.16</u>
NEW ZEALAND	
Financials	1.00
	<u>1.00</u>
SINGAPORE	
Financials	2.16
	<u>2.16</u>
UNITED KINGDOM	
Financials	22.33
	<u>22.33</u>
UNITED STATES OF AMERICA	
Financials	5.83
	<u>5.83</u>
Total Investments	<u>80.43</u>

## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST - EURO MONEY MARKET FUND

## Statement of Investments

as at July 31, 2012

(expressed in EURO)

Ccy	Nominal Value	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
AUSTRALIA					
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	500,000	ING BANK AUST CP 22/08/12	499,670	499,886	2.36
			499,670	499,886	2.36
		Total AUSTRALIA	499,670	499,886	2.36
FRANCE					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
EUR	500,000	BNP PARIBAS SA CD 0% 09/10/12	499,302	499,493	2.36
			499,302	499,493	2.36
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	1,000,000	ELECTRICITE DE FRANCE CP 06/08/12	999,780	999,964	4.72
EUR	1,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 28/08/12	997,945	999,697	4.71
EUR	1,000,000	SOCIETE GENERALE CP 24/10/12	999,081	999,161	4.71
EUR	500,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 24/09/12	499,439	499,678	2.36
EUR	500,000	NATIXIS CP 26/09/12	499,311	499,581	2.36
EUR	500,000	BANQUE FED CRED MUTUEL CP 30/11/12	499,428	499,438	2.36
			4,494,984	4,497,519	21.22
		Total FRANCE	4,994,286	4,997,012	23.58
GERMANY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	1,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 16/08/12	997,617	999,805	4.72
			997,617	999,805	4.72
		Total GERMANY	997,617	999,805	4.72
HONG KONG					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
EUR	500,000	BNP PARIBAS HONG KONG CD 0% 4/10/12	499,350	499,543	2.36
			499,350	499,543	2.36
		Total HONG KONG	499,350	499,543	2.36
NETHERLANDS					
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	1,000,000	ABN AMRO BANK NV CP 14/09/12	999,450	999,634	4.72
EUR	1,000,000	ING BANK CP 17/10/12	998,928	999,103	4.71
EUR	500,000	RABOBANK NEDERLAND CP 26/11/12	498,789	499,238	2.36

## Statement of Investments (continued)

Ccy	Nominal Value	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (continued)					
NETHERLANDS (continued)					
EURO COMMERCIAL PAPER (continued)					
EUR	500,000	RABOBANK NEDERLAND CP 10/04/13	498,293	498,430	2.35
			<u>2,995,460</u>	<u>2,996,405</u>	<u>14.14</u>
		Total NETHERLANDS	<u>2,995,460</u>	<u>2,996,405</u>	<u>14.14</u>
NORWAY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	500,000	DNB NOR BANK ASA CP 04/09/12	499,617	499,863	2.36
EUR	500,000	DNB NOR BANK ASA CP 18/01/13	499,044	499,116	2.36
			<u>998,661</u>	<u>998,979</u>	<u>4.72</u>
		Total NORWAY	<u>998,661</u>	<u>998,979</u>	<u>4.72</u>
SINGAPORE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	500,000	NATIXIS SINGAPORE CP 04/10/12	499,226	499,467	2.36
			<u>499,226</u>	<u>499,467</u>	<u>2.36</u>
		Total SINGAPORE	<u>499,226</u>	<u>499,467</u>	<u>2.36</u>
SWEDEN					
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	1,000,000	NORDEA BANK AB CP 18/01/13	999,132	999,198	4.72
			<u>999,132</u>	<u>999,198</u>	<u>4.72</u>
		Total SWEDEN	<u>999,132</u>	<u>999,198</u>	<u>4.72</u>
UNITED KINGDOM					
CERTIFICATE OF DEPOSIT					
EUR	1,000,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 08/08/12	999,285	999,946	4.72
EUR	1,000,000	CREDIT AGRICOLE LDN CD 0% 28/08/12	999,872	999,895	4.72
EUR	1,000,000	CHIBA BANK LTD LDN CD 0% 24/09/12	999,269	999,580	4.71
EUR	500,000	MITSUB UFJ TR&BK LDN CD 0% 22/08/12	499,681	499,927	2.36
			<u>3,498,107</u>	<u>3,499,348</u>	<u>16.51</u>
EURO COMMERCIAL PAPER					
EUR	1,000,000	UBS AG LONDON CP 09/10/12	999,117	999,358	4.72
EUR	500,000	LLOYDS TSB BANK PLC CP 28/08/12	499,720	499,880	2.36
			<u>1,498,837</u>	<u>1,499,238</u>	<u>7.08</u>
		Total UNITED KINGDOM	<u>4,996,944</u>	<u>4,998,586</u>	<u>23.59</u>
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	<u>17,480,346</u>	<u>17,488,881</u>	<u>82.55</u>
		Total Investments	<u>17,480,346</u>	<u>17,488,881</u>	<u>82.55</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST - EURO MONEY MARKET FUND

## Economic and Geographical Division of Investments

as at July 31, 2012

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
AUSTRALIA	
Financials	2.36
	<u>2.36</u>
FRANCE	
Financials	23.58
	<u>23.58</u>
GERMANY	
Financials	4.72
	<u>4.72</u>
HONG KONG	
Financials	2.36
	<u>2.36</u>
NETHERLANDS	
Financials	14.14
	<u>14.14</u>
NORWAY	
Financials	4.72
	<u>4.72</u>
SINGAPORE	
Financials	2.36
	<u>2.36</u>
SWEDEN	
Financials	4.72
	<u>4.72</u>
UNITED KINGDOM	
Financials	23.59
	<u>23.59</u>
Total Investments	<u>82.55</u>

(2)【2011年7月31日終了年度】

【貸借対照表】

純資産計算書  
2011年7月31日現在

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -

	U.S.ドル・マネー・ マーケット・ファンド		ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド		結合	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(米ドル)	(千円)
<b>資産</b>						
投資有価証券 - 時価 (注2)	220,951,107	18,144,505	36,453,109	3,884,079	273,246,775	22,439,025
銀行預金	148,967	12,233	115,886	12,348	315,218	25,886
定期預金	53,936,000	4,429,224	5,752,000	612,876	62,187,825	5,106,864
未収収益	3,313	272	0	0	3,313	272
預金利息	674	55	528	56	1,431	118
前払費用	1,280	105	1,250	133	3,073	252
資産合計	275,041,341	22,586,395	42,322,773	4,509,491	335,757,635	27,572,417
<b>負債</b>						
未払費用(注7)	237,185	19,478	118,295	12,604	406,892	33,414
受益者への未払分配 金	69,176	5,681	3,947	421	74,838	6,146
その他の負債	222,559	18,277	36,233	3,861	274,539	22,545
負債合計	528,920	43,435	158,475	16,886	756,269	62,105
純資産	274,512,421	22,542,960	42,164,298	4,492,606	335,001,366	27,510,312
発行済受益証券数	27,451,242,129		4,216,429,808			
1口当り純資産価格	0.01米ドル	0.82円	0.01ユーロ	1.07円		

添付の注記は当財務書類の一部である。

## 【損益計算書】

## 運用計算書

2011年7月31日に終了した年度

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -

	U . S . ドル・マネー・ マーケット・ファンド		ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド		結合	
	(米ドル)	(千円)	(ユーロ)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益						
預金利息	97,024	7,968	55,282	5,890	176,331	14,480
債券利息	162,883	13,376	6,140	654	171,691	14,099
収益合計	259,907	21,344	61,422	6,545	348,022	28,580
費用						
投資顧問報酬(注3)	0	0	27,403	2,920	39,313	3,228
代行協会員および販売会社 報酬(注5、6)	0	0	57,864	6,165	83,011	6,817
管理事務および名義書換代 行報酬(注4)	0	0	5,481	584	7,863	646
保管報酬(注4)	0	0	6,890	734	9,884	812
コルレス銀行報酬	44,000	3,613	13,648	1,454	63,579	5,221
管理報酬(注3)	0	0	1,827	195	2,621	215
法務報酬	0	0	2,672	285	3,833	315
海外登録費用	219,999	18,066	36,000	3,836	271,646	22,308
現金支出費	0	0	6,273	668	9,000	739
専門家報酬	32,250	2,648	5,541	590	40,199	3,301
印刷費・公告費	2,816	231	484	52	3,510	288
年次税(注8)	24,511	2,013	4,196	447	30,531	2,507
その他の報酬	70,781	5,813	15,061	1,605	92,386	7,587
費用合計	394,357	32,385	183,340	19,535	657,376	53,984

純投資(損)益	(134,450)	(11,041)	(121,918)	(12,990)	(309,354)	(25,404)
投資有価証券実現純利益	586,828	48,190	278,451	29,669	986,295	80,995
当期実現純(損)益	586,828	48,190	278,451	29,669	986,295	80,995
投資有価証券未実現純損益 の変動	(58,234)	(4,782)	26,067	2,777	(20,838)	(1,711)
当期末実現純(損)益	(58,234)	(4,782)	26,067	2,777	(20,838)	(1,711)
運用の結果による純資産の 増加	394,144	32,367	182,600	19,456	656,103	53,879

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

## ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

## 財務書類に対する注記

2011年7月31日に終了した年度

## 注1 - 機構

## トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてオープン・エンドのアンブレラ型の共有持分型投資信託("fonds commun de placement")としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト(「トラスト」)は、証券およびその他の資産(以下「証券」という。)からなる非法人形態の共有体であり、ルクセンブルグの法律に基づいて1991年7月8日に設立されルクセンブルグに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「管理会社」)によって、その共有者(「受益者」)の利益のために管理運用される。トラストの資産は、管理会社の資産から分別されている。トラストの存続期間は無期限である。

トラストは投資信託("UCI")として適格性を有しており、投資信託に関する2010年12月17日法に置き換えられた2002年12月20日法のパートの規定によって規制されている。

## ファンド

2011年7月31日現在、当トラストには以下の二つのサブ・ファンド(個々を「ファンド」という。)が存在する。

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト-U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびノムラ・グローバル・セレクト・トラスト-ユーロ・マネー・マーケット・ファンドが、存続期限が無期限で設定されている。

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、市場金利に沿った安定した収益を追求することである。

ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するそれぞれ米ドル建ておよびユーロ建ての短期金融商品に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指す。

## 注2 - 重要な会計方針

トラストは、当該通貨で個々のファンドの会計帳簿を記帳し、米ドルで結合財務書類を作成している。

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠し、以下の重要な会計方針を含んで作成される。

## 投資有価証券

短期金融商品およびその他の金融証券は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価の確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却される場合当該ファンドが受領する価格よりも高額であったり低額であったりする場合がある。当該ファンドの保有ポートフォリオは、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との間に乖離が存在するか否かを決定するために管理会社の取締役会によってもしくはその指図に従って定期的に検討される。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離が存在すると判定される場合には、管理会社またはその任命する代行会社は、各ファンドの各受益者の受益証券の一部の比例的買戻しによる各ファンドの発行済受益証券数の減少(この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。)、売買益もしくは損失を実現するための満期前のポートフォリオ証券の売却、またはポートフォリオの平均満期の短縮化、分配の停止、または入手可能な市場相場を用いた1口当たり純資産価格の確定を含む、必要かつ適切とみなされる事後処理を採ることになる。

## 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日(購入または売却の注文が実行される日)に会計処理される。投資取引に係る実現損益は、加重平均原価法に基づいて算出される。

受取利息は、発生利息に基づいて計上される。支払いが滞ったり支払いに問題があると投資顧問会社が判断する場合には、トラストは収益を計上しない。

## 外貨換算

それぞれのファンドの基準通貨以外の通貨建て資産および負債ならびに証券の時価は、純資産計算書の日付現在の実勢為替レートで換算されている。各ファンドの基準通貨建てでない収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

米ドル建ての結合財務書類の作成に関して、米ドル以外の通貨建ての各ファンドの計算書は、年度末現在の実勢為替レートで換算されている。

2011年7月31日現在、以下の為替レートが使用された。

1ユーロ=1.4346米ドル

## 為替相場の変動

前年度の為替を適用した期首現在の純資産額との差額は、純資産変動計算書に為替相場の変動として表示される。



## 純資産価格の計算方針

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。1口当り純資産価格は、当該ファンドのすべての投資有価証券およびその他の資産の合計から当該ファンドの負債を控除した額を発行済受益証券の口数で除することにより決定される。

ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーは、ルクセンブルグ時間の午後6時時点に管理会社および保管受託銀行の事務所において各取引日に入手可能である、日々の1口当り純資産価格および各ファンドに関して宣言される1口当りの日々の分配金額を決定するために、管理会社によって任命されている。

## 注3 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.01%の報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.01%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。管理報酬の引下げは2008年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.008%
0.20%未満となった場合	0.006%
0.10%未満となった場合	0.004%
再度0.10%未満となった場合	0.002%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

管理報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.250%超となった場合	0.002%
再度0.250%超となった場合	0.004%
0.350%超となった場合	0.006%
0.450%超となった場合	0.008%
0.525%超となった場合	0.010%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2011年7月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.000%およびユーロ・マネー・マーケット・ファンドに関して0.010%であった。

投資顧問会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.15%の投資顧問報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.15%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。投資顧問報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.120%
0.20%未満となった場合	0.090%
0.10%未満となった場合	0.060%
再度0.10%未満となった場合	0.030%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

投資顧問報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資顧問報酬</u>
0.250%超となった場合	0.030%
再度0.250%超となった場合	0.060%
0.350%超となった場合	0.090%
0.450%超となった場合	0.120%
0.525%超となった場合	0.150%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2011年7月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.000%およびユーロ・マネー・マーケット・ファンドに関して0.150%であった。

#### 注4 - 保管報酬、管理事務および名義書換代行報酬

保管受託銀行、管理事務および名義書換代行会社は、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、各ファンドの資産から報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各ファンドの純資産総額に基づき、四半期末毎に後払いで支払われる。

#### 注5 - 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.08%以下の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は四半期末毎に支払われる。

年率0.08%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。代行協会員報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.064%
0.20%未満となった場合	0.048%
0.10%未満となった場合	0.032%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

代行協会員報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.250%超となった場合	0.016%
再度0.250%超となった場合	0.032%
0.350%超となった場合	0.048%
0.450%超となった場合	0.064%
0.525%超となった場合	0.080%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2011年7月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.000%およびユーロ・マネー・マーケット・ファンドに関して0.08%であった。

#### 注6 - 販売会社報酬

日本における各販売会社は、日本における当該販売会社によって販売された受益証券に起因する当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.35%以下の報酬を各ファンドの資産から四半期末毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.35%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。販売会社報酬の引下げは2008年12月10日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.45%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.45%未満となった場合	0.30%
0.40%未満となった場合	0.25%
0.35%未満となった場合	0.20%
0.30%未満となった場合	0.16%
0.20%未満となった場合	0.12%
0.10%未満となった場合	0.08%
再度0.10%未満となった場合	0.04%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

販売会社報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.250%超となった場合	0.040%
再度0.250%超となった場合	0.080%
0.350%超となった場合	0.120%
0.450%超となった場合	0.160%
0.525%超となった場合	0.200%
再度0.525%超となった場合	0.250%
再度0.525%超となった場合	0.300%
0.575%超となった場合	0.350%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2011年7月31日現在、年率は、U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.000%およびユーロ・マネー・マーケット・ファンドに関して0.350%であった。

## 注7 - 未払費用

	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト -		
	U . S . ドル・マネー・ マーケット・ファンド	ユーロ・マネー・ マーケット・ファンド	結合
	(米ドル)	(ユーロ)	(米ドル)
投資顧問報酬	0	15,546	22,303
代行協会員および販売会社報酬	0	35,731	51,260
管理事務および名義書換代行報酬	0	3,110	4,461
保管報酬	0	4,110	5,897
コルレス銀行報酬	28,500	17,147	53,100
管理報酬	0	1,036	1,487
法務報酬	0	2,469	3,541
海外登録費用	163,546	30,287	206,996
現金支出費	0	1,581	2,268
専門家報酬	33,012	5,372	40,718
印刷費・公告費	2,630	304	3,067
年次税	9,497	1,422	11,537
その他の報酬	0	180	257
	237,185	118,295	406,892

## 注8 - 税金

トラストは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは、純資産額に対して年率0.01%の資本税を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、トラストおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。トラストは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

## 注9 - 分配

管理会社の取締役会は、各ファンドの投資方針に記載された、受益証券1口当たり純資産価格の金額を維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。

分配の結果、当該ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律で規定される投資信託の純資産の最低額のユーロ相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し当該ファンドに帰属する。

2011年7月31日に終了した年度中に、U . S . ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびユーロ・マネー・マーケット・ファンドは、それぞれ394,144米ドルおよび182,600ユーロの分配金を支払った。

[次へ](#)

## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Statements of Net Assets  
as of July 31, 2011

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund	Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund	Combined
	USD	EUR	USD
ASSETS			
Investments at market value (Note 2)	220,951,107	36,453,109	273,246,775
Cash at banks	148,967	115,886	315,218
Term deposits	53,936,000	5,752,000	62,187,825
Accrued income	3,313	0	3,313
Interest on deposits	674	528	1,431
Prepaid expenses	1,280	1,250	3,073
Total Assets	<u>275,041,341</u>	<u>42,322,773</u>	<u>335,757,635</u>
LIABILITIES			
Accrued expenses (Note 7)	237,185	118,295	406,892
Dividend Payable to unitholders	69,176	3,947	74,838
Other liabilities	222,559	36,233	274,539
Total Liabilities	<u>528,920</u>	<u>158,475</u>	<u>756,269</u>
NET ASSETS	<u>274,512,421</u>	<u>42,164,298</u>	<u>335,001,366</u>
Number of units outstanding	27,451,242,129	4,216,429,808	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.01	0.01	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Statements of Operations  
for the year ended July 31, 2011

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund USD	Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund EUR	Combined USD
<b>INCOME</b>			
Interest on bank accounts	97,024	55,282	176,331
Interest on bonds	162,883	6,140	171,691
Total Income	<u>259,907</u>	<u>61,422</u>	<u>348,022</u>
<b>EXPENSES</b>			
Advisory fees (Note 3)	0	27,403	39,313
Agent company and distributor fees (Note 5, 6)	0	57,864	83,011
Administrative and transfer agent fees (Note 4)	0	5,481	7,863
Custodian fees (Note 4)	0	6,890	9,884
Correspondent bank fees	44,000	13,648	63,579
Management company fees (Note 3)	0	1,827	2,621
Legal fees	0	2,672	3,833
Overseas registration fees	219,999	36,000	271,646
Out-of-pocket expenses	0	6,273	9,000
Professional fees	32,250	5,541	40,199
Printing and publication fees	2,816	484	3,510
Subscription tax (Note 8)	24,511	4,196	30,531
Other fees	70,781	15,061	92,386
Total Expenses	<u>394,357</u>	<u>183,340</u>	<u>657,376</u>
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	<u>(134,450)</u>	<u>(121,918)</u>	<u>(309,354)</u>
Net realised profit on investments	<u>586,828</u>	<u>278,451</u>	<u>986,295</u>
NET REALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	<u>586,828</u>	<u>278,451</u>	<u>986,295</u>
Change in net unrealised result on investments	<u>(58,234)</u>	<u>26,067</u>	<u>(20,838)</u>
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	<u>(58,234)</u>	<u>26,067</u>	<u>(20,838)</u>
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	<u>394,144</u>	<u>182,600</u>	<u>656,103</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

---

Notes to the Financial Statements  
for the year ended July 31, 2011

## Note 1 - Organisation

## THE TRUST

Nomura Global Select Trust (the "Trust"), organised in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an open-ended mutual investment umbrella fund ("fonds commun de placement"), is an unincorporated co-proprietorship of securities and other assets (hereinafter referred to as "securities"), managed in the interest of its co-owners (the "Unitholders") by Global Funds Management S.A. (the "Management Company"), a company incorporated on July 8, 1991 under the laws of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Trust are separated from those of the Management Company. The Trust has been established for an undetermined period.

The Trust qualifies as an undertaking for collective investment ("UCI") and is regulated by the provisions of Part II of the law of December 20, 2002 as replaced by the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment.

## THE FUNDS

As of July 31, 2011 there exist two sub-funds (individually known as the "Fund") under the Trust:

Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund and Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund are established for undetermined period.

The investment objective of the Fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The sub-fund seeks to achieve this objective through investment in a diversified portfolio comprising primarily of respectively U.S. Dollars and Euro denominated money market instruments of high credit quality and liquidity.

## Note 2 - Significant Accounting Policies

The Trust maintains the books and records of each individual Fund in its respective currency and prepares combined financial statements in U.S. Dollars.

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg regulations relating to investment funds, including the following significant accounting policies:

## INVESTMENTS

Money market instruments and other instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. The Fund's portfolio holdings will be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the net asset value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to existing Unitholders, the Management Company, or its appointed agents, will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the reduction of the number of outstanding units of each Fund by the proportionate repurchase of certain of the units of each Unitholder of each Fund (upon which repurchase no sum would be repayable to the Unitholder), the sale of portfolio investments prior to maturity to realise capital gains or losses or shortening of average portfolio maturity, withholding dividends, or establishing a net asset value per unit by using available market quotations.

## INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on trade date (the date the order to buy or sell is executed). Realised profits or losses on investment transactions are calculated on a weighted-average cost basis.

Interest income is recorded on the basis of interest accrued. The Trust does not accrue income when payment is delinquent or when the Investment Advisor believes payment is questionable.

#### CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The market value of securities as well as other assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Funds have been translated at the exchange rates prevailing at the date of the statements of net assets. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Funds have been translated at the rate prevailing at the date of transaction.

For preparation of combined financial statements in U.S. Dollars, the statements of each Fund denominated in currencies other than U.S. Dollars have been translated at the exchange rates prevailing at year-end.

As at July 31, 2011, the following exchange rate was used:

1 EUR = 1.4346 USD

#### EXCHANGE MOVEMENT

The variation of exchange rate from the previous year applied to the Net Asset Value at the beginning of year is presented as exchange movement in the statement of changes in net assets.

#### NAV CALCULATION POLICY

The net asset value per unit of each Fund is determined on every Dealing Day immediately after the daily declaration of dividends. The net asset value per unit is determined by adding the value of all investments and other assets in the respective Fund, deducting its liabilities and by dividing the resulting amount by the number of units outstanding.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. has been appointed by the Management Company to determine the daily net asset value per unit and the amount of daily dividend per unit to be declared in respect of each Fund which will be available on each Dealing Day at the offices of the Management Company and the Custodian as of 6.00 p.m. Luxembourg time.

#### Note 3 - Management and Advisory Fees

The Management Company is entitled to a fee at an annual rate of 0.01% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.01% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Management Company fees is effective after December 29, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:



Average 7-day yield	Management Company Fees
Falls below 0.30%	0.008%
Falls below 0.20%	0.006%
Falls below 0.10%	0.004%
Falls below 0.10% again	0.002%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the management company fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Management Company Fees
Increase above 0.250%	0.002%
Increase above 0.250% again	0.004%
Increase above 0.350%	0.006%
Increase above 0.450%	0.008%
Increase above 0.525%	0.010%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2011, the annual rate was 0.000% for the U.S. Dollar Money Market Fund and 0.010% for the Euro Money Market Fund.

The Investment Adviser is entitled to an advisory fees payable out of the assets of each Fund at an annual rate of 0.15% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.15% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the advisory fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Advisory Fees
Falls below 0.30%	0.120%
Falls below 0.20%	0.090%
Falls below 0.10%	0.060%
Falls below 0.10% again	0.030%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the advisory fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Advisory Fees
Increase above 0.250%	0.030%
Increase above 0.250% again	0.060%
Increase above 0.350%	0.090%
Increase above 0.450%	0.120%
Increase above 0.525%	0.150%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2011, the annual rate was 0.000% for the U.S. Dollar Money Market Fund and 0.150% for the Euro Money Market Fund.

Note 4 - Custodian, Administrative and Transfer Agent Fees

The Custodian, Administrative and Transfer Agent is entitled to receive out of the assets of each Fund a fee in accordance with usual practice in Luxembourg. Such fee is based on the total net assets of each Fund and is payable quarterly, in arrears.

#### Note 5 - Agent Company Fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee of up to 0.08% p.a. of the average daily net asset value of each Fund, to be paid quarterly.

The annual rate of 0.08% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the agent company fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Agent Company Fees
Falls below 0.30%	0.064%
Falls below 0.20%	0.048%
Falls below 0.10%	0.032%
Falls below 0.10% again	0.016%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the agent company fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company Fees
Increase above 0.250%	0.016%
Increase above 0.250% again	0.032%
Increase above 0.350%	0.048%
Increase above 0.450%	0.064%
Increase above 0.525%	0.080%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2011, the annual rate was 0.000% for the U.S. Dollar Money Market Fund and 0.08% for the Euro Money Market Fund.

## Note 6 - Distributor fees

Each of the Distributors in Japan is entitled to a fee payable quarterly, in arrears, out of the assets of each Fund, at an annual rate up to 0.35% of the average daily net assets during the relevant quarter attributable to the units sold by the relevant Distributor in Japan.

The annual rate of 0.35% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the distributor fees is effective after December 10, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.45%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Distributor Fees
Falls below 0.45%	0.30%
Falls below 0.40%	0.25%
Falls below 0.35%	0.20%
Falls below 0.30%	0.16%
Falls below 0.20%	0.12%
Falls below 0.10%	0.08%
Falls below 0.10% again	0.04%
Falls below 0.10% again	0.00%

An increase of the distributor fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increase as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor Fees
Increase above 0.250%	0.040%
Increase above 0.250% again	0.080%
Increase above 0.350%	0.120%
Increase above 0.450%	0.160%
Increase above 0.525%	0.200%
Increase above 0.525% again	0.250%
Increase above 0.525% again	0.300%
Increase above 0.575%	0.350%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2011, the annual rate was 0.000% for the U.S. Dollar Money Market Fund and 0.350% for the Euro Money Market Fund.

## Note 7 - Accrued Expenses

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund	Nomura Global Select Trust - Euro Money Market Fund	Combined
	USD	EUR	USD
Advisory fees	0	15,546	22,303
Agent company and distributor fees	0	35,731	51,260
Administrative and transfer agent fees	0	3,110	4,461
Custodian fees	0	4,110	5,897
Correspondent bank fees	28,500	17,147	53,100
Management company fees	0	1,036	1,487
Legal fees	0	2,469	3,541
Overseas registration fees	163,546	30,287	206,996
Out-of-pocket expenses	0	1,581	2,268
Professional fees	33,012	5,372	40,718
Printing and publication fees	2,630	304	3,067
Subscription tax	9,497	1,422	11,537
Other fees	0	180	257
	<u>237,185</u>	<u>118,295</u>	<u>406,892</u>

## Note 8 - Taxation

The Trust is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Trust is subject to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Trust nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any Luxembourg withholding or estate tax. The Trust collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

## Note 9 - Distributions

It is the intention of the Board of Directors of the Management Company to proceed to a daily declaration of dividends in an amount necessary to maintain each Fund's net asset value per unit at the amount specified in its investment policy.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the respective Fund would fall below the equivalent in Euro of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law. Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the respective Fund.

During the year ended July 31, 2011, the U.S. Dollar Money Market Fund and Euro Money Market Fund paid dividends of USD 394,144 and EUR 182,600 respectively.

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2012年11月末日現在)

	米ドル	千円 ( 、 を除く)
・ 資産総額	300,217,340	24,653,848
・ 負債総額	786,008	64,547
・ 純資産総額 ( - )	299,431,332	24,589,301
・ 発行済口数	29,943,133,209口	
・ 1口当り純資産価格 ( / )	0.01米ドル	0.82円

## ユーロ・マネー・マーケット・ファンド

(2012年11月末日現在)

	ユーロ	千円 ( 、 を除く)
・ 資産総額	21,803,016	2,323,111
・ 負債総額	121,080	12,901
・ 純資産総額 ( - )	21,681,936	2,310,210
・ 発行済口数	2,168,193,596口	
・ 1口当り純資産価格 ( / )	0.01ユーロ	1.07円

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (イ) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

### (ロ) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

### (ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ(約3,996万円)で、2012年11月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約266万円)の記名株式15株を発行済です。

最近5年間における資本の額の増減はありません。

##### (2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名および秘書役1名を選出することができ、秘書役は取締役であることを要しません。さらに管理会社の業務運営および経営に必要と見做される場合にはジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐または他の役員数名を随時任命することができます。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理権を証明することのできる書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役はまた、投票権を証明することのできる書簡もしくはファックスまたはその他の手段により、書面で投票することができます。取締役は、当該取締役の身元確認および会議の審議が継続的に参加者に再送され会議への有効な参加を認めることができる電話会議、テレビ会議またはその他の通信手段により、取締役会に出席することができます。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合のみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議が記載され、全取締役が署名した一または複数の文書で構成することができます。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

投資顧問会社は管理会社に投資顧問業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

##### (3) 役員および従業員の状況

(2012年11月末日現在)

氏名	役職名	略歴
増田真一	取締役会長	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー、デビュティー・ジェネラル・マネジャー
中野隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部 課長
池畠賢治	取締役	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー、ジェネラル・マネジャー
アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの須藤光一氏が管理会社のジェネラル・マネジャーとして、任命されています。その他管理会社の従業員はおりません。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は、ルクセンブルグ投信法第125条の範囲内における投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、ルクセンブルグ投信法第16章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益と見なされるあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、ファンド資産の投資運用業務を投資顧問会社であるノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しており、またトラスト資産の保管業務およびその他の管理業務を保管受託銀行、登録・名義書換事務・支払、管理事務および所在地事務代行会社であるノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーに委託しています。

管理会社は、2012年11月末日現在126本の投資信託の管理・運用を行っています。

なお、すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。また純資産総額は、別段の記載がない限り、2012年11月末日現在の数値です。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	サブ・ファンド数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	4,575,917,488.61米ドル
		2	455,438,387.29ユーロ
		1	3,432,248,758.82豪ドル
		1	136,141,188.44カナダ・ドル
		1	926,020,953.76ニュージーランド・ドル
		1	87,705,594.84英ポンド
ルクセンブルグ	その他	17	1,606,735,271.15米ドル
		8	68,589,142.91ユーロ
		3	26,118,587.20英ポンド
		5	378,545,588.76ニュージーランド・ドル
		13	261,225,121,915.00円
		4	48,732,412.44カナダ・ドル
		7	962,233,212.33豪ドル
ケイマン諸島	その他	29	70,231,917,305.00円
		7	1,303,159,669.97豪ドル
		20	1,372,430,593.39米ドル
		1	26,073,287.82ユーロ
		3	391,324,857.75ニュージーランド・ドル
		1	305,729,235.44南アフリカ・ランド



### 3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2012年11月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝106.55円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## (1)【貸借対照表】

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 貸借対照表

2012年3月31日現在

(ユーロで表示)

	2012年3月31日		2011年3月31日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>				
<b>固定資産</b>				
<b>金融固定資産</b>				
- 固定資産として保有の証券(注3)	797,977	85,024	776,794	82,767
<b>流動資産</b>				
<b>債権</b>				
- 1年以内期限到来未収債権	336,353	35,838	290,340	30,936
- その他の未収金	-	-	1,952	208
銀行預金、郵便小切手口座、小切手および手許現金(注12)	4,230,229	450,731	2,234,993	238,139
	<u>4,566,582</u>	<u>486,569</u>	<u>2,527,285</u>	<u>269,282</u>
<b>資産合計</b>	<u>5,364,559</u>	<u>571,594</u>	<u>3,304,079</u>	<u>352,050</u>
<b>負債</b>				
<b>資本金および準備金</b>				
資本金(注4)	375,000	39,956	375,000	39,956
法定準備金(注5)	37,500	3,996	37,500	3,996
その他の準備金(注5)	1,560,000	166,218	1,635,000	174,209
繰越損益(注5)	1,166,542	124,295	-	-
当期利益(注5)	1,329,327	141,640	1,091,542	116,304
	<u>4,468,369</u>	<u>476,105</u>	<u>3,139,042</u>	<u>334,465</u>
<b>引当金</b>				
納税引当金(注6)	895,085	95,371	144,337	15,379
その他の引当金(注11)	1,105	118	-	-
	<u>896,190</u>	<u>95,489</u>	<u>144,337</u>	<u>15,379</u>
<b>非劣後債</b>				
1年以内支払期限到来その他の債務(注7)	-	-	20,700	2,206
<b>負債合計</b>	<u>5,364,559</u>	<u>571,594</u>	<u>3,304,079</u>	<u>352,050</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## (2)【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
 損益計算書  
 2012年3月31日に終了した年度  
 (ユーロで表示)

	2012年3月31日終了年度		2011年3月31日終了年度	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>費用</b>				
その他の対外費用	107,329	11,436	113,342	12,077
その他の営業費用	-	-	108,442	11,554
未払利息その他の財務費用				
- 関連企業に係る(注8)	116,639	12,428	27,584	2,939
所得税(注6)	180,833	19,268	188,431	20,077
当期利益	1,329,327	141,640	1,091,542	116,304
費用合計	1,734,128	184,771	1,529,341	162,951
<b>収益</b>				
純売上高(注1)	1,626,075	173,258	1,428,028	152,156
その他の未収利息および財務収益				
- 関連企業からの受領(注12)	6,855	730	1,577	168
その他の営業収益(注3)	68,861	7,337	43,136	4,596
金融固定資産からの収益(注9)	32,337	3,446	56,600	6,031
収益合計	1,734,128	184,771	1,529,341	162,951

添付の注記は当財務書類の一部である。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 財務書類に対する注記

2012年3月31日に終了した年度

## 注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社("Société Anonyme")としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部である最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラン1において入手可能である。

## 注2 - 重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

貸借対照表、損益計算書および比較数値の表示は、商事会社の登録ならびに企業の会計および年次決算書に関する2002年12月19日法を修正した2010年12月10日法で規定されたレイアウトに従って作成されるよう修正されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ(EUR)で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ別個に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高は、管理運用するファンドから受領する管理報酬を表す。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される証券

固定資産として保有される証券は、取引日の取得価額で記帳される。年度末現在で固定資産として保有される証券は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される証券の売却実現損益は、平均原価法で算定される。

未収債権

未収債権は、額面価額で記帳される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

その他の債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

先渡為替契約

先渡契約は、特定の金融商品を将来の特定の日に購入または売却する契約上の合意である。先渡契約は、店頭市場で取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約に適用される現行為替レートを参照して計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

### 注3 - 固定資産として保有される証券

2012年3月31日に終了した年度中、固定資産として保有される証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されている。固定資産として保有される証券の増減は、以下のように要約される。

投資信託の受益証券への投資	
(ユーロ)	
取得価額	
期首現在	951,728
期中取得額	25,657
期中処分額	(54,549)
期末現在	<u>922,836</u>
評価調整	
期首現在累積評価調整	(174,934)
期中評価調整の戻入れ <sup>(1)</sup>	50,075
期末現在累積評価調整	<u>(124,859)</u>
期末純評価額	<u>797,977</u>
期末市場価格	<u>935,916</u>

<sup>(1)</sup> 当該金額は、損益計算書の「その他の営業収益」に計上されている。

### 投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%を超える受益証券を保有していない。

### 注4 - 資本金

2012年3月31日および2011年3月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当り額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

## 注5 - 準備金および繰越損益

期中の増減は、以下のとおりである(ユーロ建て)。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2011年3月31日現在残高	37,500	1,635,000	-
前期の利益	-	-	1,091,542
資産税準備金の取扱い純額	-	(75,000)	75,000
2012年3月31日現在残高	37,500	1,560,000	1,166,542

## 法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

## その他の準備金

2002年以降、当社は、当該年度の法人所得税を上限とした、資産税の減税を受ける権利を有する。

上記を享受するために、当社は、その年の資産税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、税控除は配当が行われた年度に廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2012年3月31日現在、配当不能準備金は、2006年から2011年までの年度の資産税の5倍を表す金額である1,560,000ユーロである。

2012年3月31日に終了した年度中、2005年の資産税準備金(160,000ユーロ)が全額取り毀され、2011年のための資産税準備金85,000ユーロが設定された。

## 注6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出していない会計期間に関して当社が見積もった納税額(当社が税務当局に支払った前払金を控除した額)に相当する。

## 注7 - その他の債務

2011年3月31日現在、その他の債務は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬で構成されていた。

## 注8 - 未払利息およびその他の財務費用

	2012年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2011年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純損失	119,696	22,268
派生商品および為替契約に係る未実現損失の変動純額	(3,057)	5,316
	116,639	27,584

## 注9 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2012年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2011年3月31日 終了年度 (ユーロ)
受取配当金	32,337	56,600
	32,337	56,600

## 注10 - スタッフ

当社には、2012年および2011年の事業年度中に従業員はいなかった。

## 注11 - その他の引当金

2012年3月31日現在、その他の引当金は、先渡為替契約に係る未実現損失で構成されており、詳細は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	評価額 (ユーロ)
ユーロ	522,075	米ドル	697,516	2012年6月28日	(125)
ユーロ	79,271	日本円	8,782,099	2012年6月28日	(980)
					(1,105)

2011年3月31日現在、先渡為替契約に係る未実現利益は1,952ユーロであり、「その他の未収金」の科目に計上された。

## 注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2012年3月31日に終了した事業年度に6,855ユーロ(2011年:1,577ユーロ)の利息が生じた。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

## 注13 - 運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2012年3月31日現在約15,186百万ユーロ(2011年:14,294百万ユーロ)である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
Balance Sheet at March 31, 2012  
(expressed in Euro)

	<i>March 31, 2012</i>	<i>March 31, 2011</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial fixed assets		
- Securities held as fixed assets (note 3)	797,977	776,794
CURRENT ASSETS		
Debtors		
- Trade debtors becoming due and payable within one year	336,353	290,340
- Other receivables	---	1,952
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand (note 12)	4,230,229	2,234,993
	<u>4,566,582</u>	<u>2,527,285</u>
TOTAL ASSETS	<u>5,364,559</u>	<u>3,304,079</u>
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed capital (note 4)	375,000	375,000
Legal reserve (note 5)	37,500	37,500
Other reserves (note 5)	1,560,000	1,635,000
Results brought forward (note 5)	1,166,542	---
Profit for the financial year (note 5)	1,329,327	1,091,542
	<u>4,468,369</u>	<u>3,139,042</u>
PROVISIONS		
Provision for taxation (note 6)	895,085	144,337
Other provisions (note 11)	1,105	---
	<u>896,190</u>	<u>144,337</u>
NON-SUBORDINATED DEBT		
Other creditors becoming due and payable within one year (note 7)	---	20,700
TOTAL LIABILITIES	<u>5,364,559</u>	<u>3,304,079</u>

*The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.*



GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
 Profit and Loss Account  
 for the year ended March 31, 2012  
 (expressed in Euro)

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2012</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2011</i>
CHARGES		
Other external charges	107,329	113,342
Other operating charges	---	108,442
Interest payable and other financial charges		
- concerning affiliated undertakings (note 8)	116,639	27,584
Income tax (note 6)	180,833	188,431
Profit for the financial year	1,329,327	1,091,542
	<hr/>	<hr/>
TOTAL CHARGES	1,734,128	1,529,341
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>
INCOME		
Net turnover (note 1)	1,626,075	1,428,028
Other interest receivable and other financial income		
- derived from affiliated undertakings (note 12)	6,855	1,577
Other operating income (note 3)	68,861	43,136
Income from financial fixed assets (note 9)	32,337	56,600
	<hr/>	<hr/>
TOTAL INCOME	1,734,128	1,529,341
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>

*The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.*

## GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2012

## Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the "Company") was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Soci t  Anonyme" governed by Luxembourg law and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at B  timent A – 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as "Net turnover".

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

## Note 2 - Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The presentation of the Balance sheet, of the Profit and loss account and of the comparative figures has been modified to be drawn up in accordance with the layout prescribed by the law of 10 December 2010 modifying the law of 19 December 2002 related to the register of commerce and companies and the accounting and annual accounts of undertakings.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro ("EUR") and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rate or at their value determined at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Other creditors

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

## Note 3 - Securities held as fixed assets

During the year ended March 31, 2012, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>Investment in units/shares of investment funds EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	951,728
acquisitions during the year	25,657
disposals during the year	(54,549)
at the end of the year	<u>922,836</u>

Value adjustments	
cumulated value adjustments at the beginning of the year	(174,934)
reversal of value adjustments for the year <sup>(1)</sup>	50,075
cumulated value adjustments at the end of the year	<u>(124,859)</u>
Net value at the end of the year	<u>797,977</u>
Market value at the end of the year	<u>935,916</u>

<sup>(1)</sup> This amount is recorded in the caption "Other operating income" in the Profit and loss account.

#### *Investment in units/shares of investment funds*

The Company does not have any holdings in units/shares representing more than 20% of participating interest in the investment funds.

#### Note 4 - Subscribed capital

As at March 31, 2012 and 2011, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

#### Note 5 - Reserves and results brought forward

The movements for the year are as follows (in EUR):

	Legal reserve EUR	Other reserves EUR	Results brought forward EUR
Balance as at March 31, 2011	37,500	1,635,000	---
Previous year's profit	---	---	1,091,542
Net release of net worth tax reserve	---	(75,000)	75,000
Balance as at March 31, 2012	<u>37,500</u>	<u>1,560,000</u>	<u>1,166,542</u>

#### Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

#### Other reserves

From 2002 onwards, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2012, the non-distributable reserve amounts to EUR 1,560,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2006 to 2011.

During the year ended March 31, 2012, the 2005 net worth tax reserve amounting to EUR 160,000 was fully released while a net worth tax reserve of EUR 85,000 was constituted for 2011.

#### Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several Mutual Investment Funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for

taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

#### Note 7 - Other creditors

As at March 31, 2011, other creditors mainly consisted of audit and domiciliation fees payable.

#### Note 8 - Interest payable and other financial charges

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2012</i> <i>(EUR)</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2011</i> <i>(EUR)</i>
Net realised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	119,698	22,268
Net change in unrealised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	(3,057)	5,316
	<u>116,639</u>	<u>27,584</u>

#### Note 9 - Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2012</i> <i>(EUR)</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2011</i> <i>(EUR)</i>
Dividend received	32,337	56,600
	<u>32,337</u>	<u>56,600</u>

#### Note 10 - Staff

The Company did not have any employees during the financial years ended March 31, 2012 and 2011.

## Note 11 - Other provisions

As at March 31, 2012, other provisions consist in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed below:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	522,075	USD	697,516	June 28, 2012	(125)
EUR	79,271	JPY	8,782,099	June 28, 2012	(980)
					<u>(1,105)</u>

As at March 31, 2011, unrealised gains on forward foreign exchange contracts amounted to EUR 1,952 and were presented in the caption "Other receivables".

## Note 12 - Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded interest of EUR 6,855 for the year ended March 31, 2012 (2011: EUR 1,577). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

## Note 13 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 15,186 million as at March 31, 2012 (2011: EUR 14,294 million).

[次へ](#)

## 中間財務書類

- a. 管理会社の日本語の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2012年11月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 106.55円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 貸借対照表

2012年9月30日現在

(ユーロで表示)

	2012年9月30日		2011年9月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>				
<b>固定資産</b>				
<b>金融固定資産</b>				
固定資産として保有の証券(注3)	861,401	91,782	834,088	88,872
<b>流動資産</b>				
<b>債権</b>				
1年以内期限到来未収債権	316,981	33,774	361,597	38,528
その他の未収金(注11)	3,524	375	0	0
銀行預金、郵便小切手口座、小切手 および手許現金(注12)	4,825,804	514,189	2,881,896	307,066
	<u>5,146,309</u>	<u>548,339</u>	<u>3,243,493</u>	<u>345,594</u>
<b>資産合計</b>	<u>6,007,710</u>	<u>640,122</u>	<u>4,077,581</u>	<u>434,466</u>
<b>負債</b>				
<b>資本金および準備金</b>				
資本金(注4)	375,000	39,956	375,000	39,956
法定準備金(注5)	37,500	3,996	37,500	3,996
その他の準備金(注5)	1,435,000	152,899	1,560,000	166,218
繰越損益(注5)	2,620,869	279,254	1,166,542	124,295
当期利益	524,582	55,894	652,522	69,526
	<u>4,992,951</u>	<u>531,999</u>	<u>3,791,564</u>	<u>403,991</u>
<b>引当金</b>				
納税引当金(注6)	1,014,759	108,123	282,741	30,126
その他の引当金(注11)	0	0	3,276	349
	<u>1,014,759</u>	<u>108,123</u>	<u>286,017</u>	<u>30,475</u>
<b>非劣後債</b>				
1年以内支払期限到来その他の債務 (注7)	0	0	0	0
<b>負債合計</b>	<u>6,007,710</u>	<u>640,122</u>	<u>4,077,581</u>	<u>434,466</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。



## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 損益計算書

2012年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	2012年9月30日終了期間		2011年9月30日終了期間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>費用</b>				
その他の営業費用	171,683	18,293	33,722	3,593
未払利息その他の財務費用				
関連企業に係る(注8)	29,088	3,099	112,379	11,974
所得税(注6)	119,674	12,751	138,404	14,747
当期利益	524,582	55,894	652,522	69,526
費用合計	845,027	90,038	937,027	99,840
<b>収益</b>				
純売上高(注1)	771,720	82,227	860,637	91,701
その他の未収利息および財務収益				
関連企業からの受領(注12)	0	0	5,556	592
その他の営業収益(注3)	61,159	6,516	53,580	5,709
金融資産からの収益(注9)	12,148	1,294	15,022	1,601
金融資産売却実現利益	0	0	2,232	238
収益合計	845,027	90,038	937,027	99,840

添付の注記は当財務書類の一部である。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 中間財務書類に対する注記

2012年9月30日に終了した期間

## 注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(「Société Anonyme」)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部である最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グランド1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

## 注2 - 重要な会計方針の要約

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ(EUR)で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の取引はすべて、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ別個に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高は、管理運用するファンドから受領する管理報酬を表す。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

金融資産

金融資産は、取引日の取得価額で記帳される。期末現在で金融資産は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で算定される。

未収債権

未収債権は、額面価額で記帳される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

費用の発生

次期事業期間中に支払われるが今期事業期間に関連する費用は、信頼できる見積額に基づき非劣後債として計上される。

配当金および受取利息

配当金は、配当落日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

先渡為替契約

先渡契約は、特定の金融商品を将来の特定の日に購入または売却する契約上の合意である。先渡契約は、店頭市場で取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約に適用される現行為替レートを参照して計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は先渡為替契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場  
で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ  
取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

### 注3 - 金融資産

2012年9月30日に終了した期間中、金融資産は、投資信託の受益証券への投資および関係会社の株式により構成されてい  
る。金融資産の増減は、以下のように要約される。

	投資信託の受益証券への投資 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	922,836
期中取得額	2,265
期中処分額	0
期末現在	<u>925,101</u>
評価調整	
期首現在累積評価調整	(124,859)
期末現在評価調整の戻入れ <sup>(1)</sup>	<u>61,159</u>
期末現在累積評価調整	<u>(63,700)</u>
期末純評価額	<u>861,401</u>
期末市場価格	<u>935,916</u>

<sup>(1)</sup> 当該金額は、損益計算書の「その他の営業収益」に計上されている。

#### 投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%を超える受益証券を保有していない。

### 注4 - 資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を  
購入していない。

## 注5 - 準備金および繰越利益

期中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2012年3月31日現在残高	37,500	1,560,000	1,166,542
前期の利益	0	0	1,329,327
資産税準備金の取毀し純額	0	(205,000)	205,000
利益処分	0	80,000	(80,000)
配当金	0	0	0
2012年9月30日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869

## 法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

## その他の準備金

2002年以降、1934年10月16日法（改正済）の8a項に従い、当社は、当該年度の法人所得税を上限とした、資産税の減税を受ける権利を有する。

上記を享受するために、当社は、その年の資産税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、税控除は配当が行われた年度に廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2012年3月31日現在、配当不能準備金は1,560,000ユーロであり、これは2006年から2011年までの年度の資産税の5倍に相当する。

年次総会により、2006年の資産税準備金（205,000ユーロ）が全額取り毀され、2012年のための資産税準備金として80,000ユーロが設定された。

## 注6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグ税務当局からの最終的な課税査定額の出していない会計期間に関して当社が見積もった納税額（当社が税務当局に支払った前払金を控除した額）に相当する。納税額に比べて前払金が超過した場合、差額が「未収納税引当金」として貸借対照表に計上される。

## 注7 - その他の債務

その他の債務は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬で構成されている。

## 注8 - 純為替差（損）益

	2012年9月30日 終了期間 (ユーロ)	2011年9月30日 終了期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純（損）益	(33,716)	(107,150)
派生商品および為替契約に係る未実現（損）益の変動純額	4,628	(5,229)
	(29,088)	(112,379)

## 注9 - 金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2012年9月30日 終了期間 (ユーロ)	2011年9月30日 終了期間 (ユーロ)
受取配当金	12,148	15,022
	<u>12,148</u>	<u>15,022</u>

## 注10 - スタッフ

当社には、2012年9月30日に終了した期間中に従業員はいなかった。

## 注11 - その他の未収金およびその他の引当金

2012年9月30日現在、「その他の未収金」は、ヘッジ用に保有される先渡為替契約に係る未実現利益で構成されており、詳細は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	評価額 (ユーロ)
ユーロ	544,228	米ドル	700,674	2012年12月28日	3,099
ユーロ	86,873	日本円	8,670,855	2012年12月28日	425
					<u>3,524</u>

2011年9月30日現在、先渡為替契約に係る未実現損失は3,276ユーロであり、「その他の引当金」の科目に計上された。

## 注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2012年9月30日に終了した期間に利息は生じなかった(2011年:5,556ユーロ)。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

#### 4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除きます。)の売買もしくは貸付けをし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、( )公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または( )適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続します。

##### (3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、管理会社の定款に規定される定款の変更に変更に要する方法により採択された株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド(「投資顧問会社」)  
(Nomura Asset Management U.K.Limited)

(1) 資本金の額

2012年11月末日現在、4,744,391英ポンド(約6億2,503万円)

(注)英ポンドの円貨換算は、便宜上、平成24年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=131.74円)によります。

(2) 事業の内容

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド(以下「NAM UK」といいます。)は、NIMCOヨーロッパ・リミテッドとして1984年10月に英国法に基づき設立されました。同社は、その後、1987年12月に名称をノムラ・キャピタル・マネジメントU.K.リミテッドに変更しました。同社の名称は、1997年10月1日に行われたグループ会社の再編の一環としてなされたノムラ・アセット・マネジメント(インターナショナル)リミテッドとの合併によって現在の名称に変更され、同社は、機関投資家その他の企業に対して、証券取引、短期金融商品その他に対する投資に関する助言・運用業務を提供しています。

NAM UKは、野村アセットマネジメント株式会社の完全子会社です。

NAM UKは、英国金融庁による承認および規制を受けています。

2. ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務・支払・管理事務および所在地事務代行会社」)  
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

(1) 資本金の額

2012年11月末日現在、2,800万ユーロ(29億8,340万円)

(2) 事業の内容

1990年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

3. 野村証券株式会社(日本における「代行協会員」ならびに日本における「販売会社」)<sup>(注3)</sup>

(1) 資本金の額

2012年11月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2012年11月末日現在、日本国内に177の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、また外国投資信託の販売会社および代行協会員として、それぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

4. 高木証券株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注2)</sup>

(1) 資本金の額

2012年11月末日現在、11,069百万円

(2) 事業の内容

1918年11月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

5. ちばぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注1)</sup>

(1) 資本金の額

2012年11月末日現在、4,374百万円

(2) 事業の内容

1981年10月に小布施証券株式会社と鳥海証券株式会社が合併したことにより発足し、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

6. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注1)</sup>

## (1) 資本金の額

2012年11月末日現在、405億円

## (2) 事業の内容

1948年3月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

7. 岩井コスモ証券株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注1)</sup>

## (1) 資本金の額

2012年11月末日現在、13,500百万円

## (2) 事業の内容

1917年12月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

8. 丸三証券株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注2)</sup>

## (1) 資本金の額

2012年11月末日現在、100億円

## (2) 事業の内容

1933年6月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

9. S M B Cフレンド証券株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注1)</sup>

## (1) 資本金の額

2012年11月末日現在、272億70百万円

## (2) 事業の内容

1948年3月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

10. いちよし証券株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注2)</sup>

## (1) 資本金の額

2012年11月末日現在、14,577百万円

## (2) 事業の内容

1944年5月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

11. 藍澤証券株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注1)</sup>

## (1) 資本金の額

2012年11月末日現在、80億円

## (2) 事業の内容

1933年10月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

12. 丸八証券株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注2)</sup>

## (1) 資本金の額

2012年11月末日現在、3,676百万円

## (2) 事業の内容

1944年3月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

13. キャピタル・パートナーズ証券株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注2)</sup>

## (1) 資本金の額

2012年11月末日現在、2,850百万円

## (2) 事業の内容

1999年12月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

14. むさし証券株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注2)</sup>

## (1) 資本金の額

2012年11月末日現在、50億円

## (2) 事業の内容

1947年8月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。



15. 株式会社SBI証券(日本における「販売会社」)<sup>(注2)</sup>

## (1) 資本金の額

2012年11月末日現在、479億3,792万円

## (2) 事業の内容

1999年4月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

16. ふくおか証券株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注2)</sup>

## (1) 資本金の額

2012年11月末日現在、21億9,898万円

## (2) 事業の内容

1944年7月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

17. エース証券株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注2)</sup>

## (1) 資本金の額

2012年11月末日現在、8,831百万円

## (2) 事業の内容

1931年2月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

18. 二浪証券株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注2)</sup>

## (1) 資本金の額

2012年11月末日現在、100百万円

## (2) 事業の内容

1944年9月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

19. 日本アジア証券株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注1)</sup>

## (1) 資本金の額

2012年11月末日現在、41億円

## (2) 事業の内容

1903年7月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

20. スパークス・アセット・マネジメント株式会社(日本における「販売会社」)<sup>(注1)</sup>

## (1) 資本金の額

2012年11月末日現在、25億円

## (2) 事業の内容

1998年7月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

(注1) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの販売会社

(注2) U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびユーロ・マネー・マーケット・ファンドの販売会社

(注3) 野村証券株式会社における申込みの取扱いは、確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の申込みをする投資家に限ります。

## 2【関係業務の概要】

1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド(「投資顧問会社」)  
(Nomura Asset Management U.K.Limited)  
ファンドに関する投資運用業務を行います。
2. ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務・支払・管理事務および所在地事務代行会社」)  
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)  
管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換事務・支払・管理事務および所在地事務代行業務(純資産価額の計算を含みます。)等を行います。
3. 野村證券株式会社(日本における「代行協会員」ならびに日本における「販売会社」)  
日本におけるファンド証券の販売に関し、代行協会員業務および販売業務を行います。
4. 高木証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。
5. ちばぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。
6. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。
7. 岩井コスモ証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。
8. 丸三証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。
9. S M B Cフレンド証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。
10. いちよし証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。
11. 藍澤証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。
12. 丸八証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。
13. キャピタル・パートナーズ証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。
14. むさし証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。
15. S B I証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

16. ふくおか証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。
17. エース証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。
18. 二浪証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。
19. 日本アジア証券株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。
20. スパークス・アセット・マネジメント株式会社(日本における「販売会社」)  
ファンド受益証券の日本における販売業務を行います。

### 3【資本関係】

管理会社の株式の全株を、ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーが保有しています。

## 第3【投資信託制度の概要】

## 定 義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法
SIF法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
CSSF	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体（現在はECが継承）
EU	欧州連合（特に、ECにより構成）
FCP	契約型投資信託
KIID	通達2009/65/EC第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	EU加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるEU加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でEU加盟国に相当するとみなされる国
メモリアル	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
パートIファンド	（特に通達2009/65/ECをルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
UCI	投資信託
UCI管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS所在加盟国	通達2009/65/EC（以下に定義される。）第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITSホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

## I. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、通達85/611/EEC（以下「UCITS I通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（以下「2002年法」という。）は、UCITS I通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC（以下「UCITS III通達」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に取って代わった。

専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）（以下「SIF法」という。）は、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。専門投資信託は、当該ビークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、SIF法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付通達2009/65/EC（以下「通達2009/65/EC」または「UCITS IV通達」という。）をルクセンブルグ法に導入した。

## II. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSおよびUCI

### 1. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIの概要

#### 1.1. 一般規定とその範囲

##### 1.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パートI UCITS（以下「パートI」という。）
- パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）
- パートIII 外国のUCI
- パートIV 管理会社
- パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2010年法は、パートIが適用されるUCITSとパートIIが適用されるUCIを区分して取り扱っている。

##### 1.1.2. EUのいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

##### 1.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

##### 1.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パートI ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

##### 1.1.5. 法的形態

2010年法パートIまたはパートIIに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託（fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人（investment companies）
  - 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
  - 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則およ

び一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

## 1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

### 1.2.1. 契約型投資信託 (FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素から成り立っている。

#### FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、管理会社との間に確立されるFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)に対する権利を有する。

#### FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益者の要請に基づき、パートIファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されることができるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買い戻しが停止される。この買い戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買い戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買い戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。IML通達91/75は、パートIIファンドがその受益証券(または投資口)の発行価格および買い戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として月に一度以上)決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もある。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの配分方針は約款の定めに従う。

パートIファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買い戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのFCPについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。



ならない。

- 約款には以下の事項が記載される。

- (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
- (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
- (c) 分配方針
- (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
- (e) 公告に関する規定
- (f) FCPの会計の決算日
- (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
- (h) 約款変更手続
- (i) 受益証券発行手続
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

#### 1.2.1.1. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること(パートIファンドのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。パートIファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他の加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社所在加盟国が、2010年法パートIに従いFCPの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

#### 1.2.1.2. 関係法人

##### (i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。パートIファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の1.4.2.の(15)に定められた条件に従う。

パートIIファンドについて、管理会社による委託は、以下の1.4.1.の(1)に定められた条件に従う。

##### (ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

#### 1.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

##### 1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

2010年法に従い、SICAVの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法に定められる最も重要な要件は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象となっているSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買い戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買い戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買い戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買い戻し価格の計算を行う頻度を規定する(パートIファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートI以外のファンドについては最低1か月に1回とする。)
- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。

#### 1.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買い戻し取引を容易にするため別に子会社として買い戻し会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買い戻し会社の投資口買い戻し義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買い戻し会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

買い戻し会社を有しない投資法人も設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

#### 1.2.2.3. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買い戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにする

こと。

- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

ファンドが管理会社を指定した場合において、かつ、管理会社所在加盟国が、パートIファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

#### 1.2.2.4. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記1.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、原則として、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

#### 1.2.2.5. 会社型パートIファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、SICAVの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合

- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下の1.4.2.の(15)および(16)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。
- SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。
- 特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

### 1.3. 2010年法によるルクセンブルグのUCITSおよびUCIの投資制限

#### A) パートIファンド/UCITS

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パートIファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
  - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
  - かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評

価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。

- (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。

(3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。

- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。

- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品

- 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品

- EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品

- CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するもの

と同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用UCITSに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。  
UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げるこ



とができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIまたは通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
  - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
  - (iii) (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
  - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行す

## る譲渡性のある証券および短期金融商品

- 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書1.3. A)の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

- (19) 投資法人またはFCPのために行う管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339(以下「通達08/339」という。)を出した。

通達08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により取って代えられる。)の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。

通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。当該通達08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

通達2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

- A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのサブ・ファンド)の国境を越える合併または国内の合併に関連して新しい規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。
- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
  - 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
  - 事業を行う上で必須の動産または不動産

## B) パートIIファンド/UCI

パートIファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注) かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

## 1.4. 管理会社

パートIIファンドのみを運用するすべての管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パートIファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される(以下を参照のこと。)

### 1.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

管理会社は、UCIの運用以外の活動に従事してはならない(ただし、付随的な性質の

自らの資産の運用のみは行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に従うUCIでなければならないと解される。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
  - b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
  - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
  - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
  - e) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。
- 2011年1月1日より前に設立され、それにより2010年法第16章に従うことになった管理会社は、2012年1月1日まで、上記の前提条件を遵守しなければならない。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) 現在はかかる規則は存在しない。

- b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
  - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
  - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
  - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。  
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回するこ

とがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
  - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
  - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
  - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
  - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

#### 1.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に従う管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)
  - (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- 管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または

(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

(4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

(ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

(iii) 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (5)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 取締役は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。



- (7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。  
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (9) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。  
管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (10) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。  
CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。  
承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。
- ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件
- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (13) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がそ

の源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

(15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

- a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならず、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。  
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

(16) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。

(a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。

(b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意

をもって行為しなければならない。

- (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

(17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

設立の権利および業務提供の自由

- (18) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (19) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (20) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSSF通達03/108に記載された(かかる通達の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。)、その後、CSSF通達05/185により補足された。

CSSF規則10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年法の効力発生後、CSSFは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人(いわゆる「自己管理型投資法人」)に適用される新たな規定に関するCSSF通達11/508を発行した。同通達の目的は、2010年法の効力発生後にUCITS管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、CSSFは、CSSF通達03/108、CSSF通達05/185およびCSSF通達11/508に取って代わる新たな通達であるCSSF通達12/546を発行した。この新たな通達は、第15章に従う管理会社および自己管理型投資法人に関する認可の取得および維持のためのすべての条件を一つの通達内に含み、CSSF規則10-4の一定の原則を詳述する。

同通達は非常に詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- 業務プログラムを記載した申請ファイルは、CSSFに提出されなければならない。

- 管理会社および/または自己管理型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- 人的資源について、管理会社および/または自己管理型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、CSSFにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- 一般的規則として、管理会社および/または自己管理型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社/自己管理型投資法人の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- 通達では、職員数は管理会社/自己管理型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。
- 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人およびリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。
- 通達では、管理会社/自己管理型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従いその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社/自己管理型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社/自己管理型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社/自己管理型投資法人の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されているが、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、かかる投資運用権限にかかる企業に対し委託することができる。

## 2. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIに関する追加的な法律上および規制上の規定

### 2.1. 設立および運営に関する法律および法令

#### 2.1.1. 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、FCPの管理会社、および(2010年法により明示的に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(société anonyme)の形態をとるかにかかわらず投資法人に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、SICAVにも一定

の範囲で適用される。

#### 2.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第26条)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

#### 2.1.1.2. 規約の必要的記載事項(1915年法第27条)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立者の身元
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 本店の所在地
- (iv) 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- (viii) 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権(もしあれば)に対する制限規定
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

(注) 1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記事
- (xiii) 会社の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

#### 2.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第29条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

#### 2.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第31条および第32条の1)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

#### 2.1.2. その他の関連する規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社と

の契約の内容についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10-4

- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10-5
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF通達12/540

### 2.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

(ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

(iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になさねなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(IML)に取って代わられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会(CSSF)に移管された。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パートIファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2011年1月1日より前に設立されたUCITSおよび2011年1月1日から2011年7月1日の間に設立されたUCITSで、2002年法に従うことを選択したものは、2012年7月1日までに、2002年法第109条以下に基づき作成された簡易目論見書を、2010年法第159条に言及される主要投資家情報に変更しなければならなかった。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書<sup>(注)</sup>ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。

- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。

- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

#### 2.1.4. 2010年法によるその他の要件

##### (i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

##### (ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

2010年法に従うUCITSは、前項に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iii) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の記載内容

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vi) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている



旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

#### (vii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

#### (viii) 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

## 2.2. 清算

### 2.2.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

#### 2.2.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

#### 2.2.1.2. SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

#### 2.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

### 2.2.2. 清算の方法

#### 2.2.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

##### a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

##### b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

#### 2.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未

分配の清算残高は上記2.2.2.1.に記載された方法で預託される。

## 2.3. 税制

### 2.3.1. ファンドの税制

#### 2.3.1.1. 資本税 (*droit d'apport*)

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2010年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

#### 2.3.1.2. 年次税 (*taxe d'abonnement*)

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証券（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に關係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。(i) 2010年法第175条に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ビークル、（ただし、該当する年金基金が従業員のため同一グループの一部である場合に限られる。）および (ii) 従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。

2010年法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかか

る目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに

- 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント

(i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および

(ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

### 2.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

### III. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）を採択した。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

SIF法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、SIF法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

#### 1. 範囲

SIF制度は、(i)その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび(ii)その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同通達は、2012年7月3日法によって置き換わった通達2010/73/EUによって改正されている。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

#### 2. 投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、SIF法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。CSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

### 3. 構造的側面

#### 3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

##### 3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記 3.1.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、上記 3.1.2.2項を参照のこと。

SIF法に基づき、SICAVは、2010年法に従うSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で設立されるSIFは、SIF法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、持分により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用することができる。

SIF法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、SIF法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

##### 3.1.2. 複数クラスの仕組み

SIF法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法およびSIF法に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCSSF通達12/540を発行した。

##### 3.1.3. 資本構造

SIF法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に従うUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口 / 受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび / または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

#### 3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、SIF法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場

合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、SIF法の下で、SIFは、(例えば、SIFが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口(当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

## 4. 規制上の側面

### 4.1. 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

SIF法の改正前、SIF法は、設立された月の翌月内にCSSFに認可申請書が提出されることを条件として、規制当局の承認を得る前にSIFを設立することができると定めていた。これにより、CSSFの承認を得る前にSIFを設立し、運用を開始することができた。SIF法の改正により、新たなSIFまたは既存のSIFの新たなサブ・ファンドはその運用開始前にCSSFの承認を得ることが必要となる。

### 4.2. 保管受託銀行

UCIと同様に、SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

SIF法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

### 4.3. 承認された法定監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない。

### 4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、SIF法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

#### 4.5. リスク管理システムおよび利益相反に関する方針

SIF法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付CSSF規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

#### 5. SIFの税制の特徴

SIFについては、0.01%（これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。SIF法は、2010年法と同様の方法により、他のルクセンブルグUCIに投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテューショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

SIFが受領する収益およびSIFによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。



## 第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりです。

### 1 表面

- (1) ファンドの名称
- (2) 表象される口数
- (3) 署名（管理会社および保管受託銀行）
- (4) 管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、公開有限責任会社（Société Anonyme）である旨の表示
- (5) 約款のメモリアルへの掲載に関する情報

### 2 裏面

記載ありません

## 第5【その他】

- (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について  
使用開始日を記載することがあります。  
次の事項を記載することがあります。
  - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。  
図案を採用することがあります。
- (2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがあります。
  - ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載
  - ・投資信託は預貯金と異なる旨
  - ・ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属する旨
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

## 独立監査人の報告書

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト  
の受益者各位  
ルクセンブルグ

我々は、ノムラ・グローバル・セレクト・トラストおよびその各サブ・ファンド（「トラスト」）の2011年7月31日現在の投資有価証券明細表を含む純資産計算書、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

**財務書類に関する管理会社の取締役会の責任**

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

**公認企業監査人（"Réviseur d'Entreprises agréé"）の責任**

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

**意見**

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・グローバル・セレクト・トラストおよびその各サブ・ファンドの2011年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

**その他の事柄**

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム  
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

K. ニコル  
ルクセンブルグ、2011年11月29日

[次へ](#)

## Independent Auditor's Report

To the Unitholders of  
Nomura Global Select Trust  
Luxembourg

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Global Select Trust and of each of its sub-funds (the "Trust"), which comprise the statement of net assets and the statements of investments as of July 31, 2011, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

*Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements*

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation and presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

*Responsibility of the "Réviseur d'Entreprises agréé"*

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgement of the "Réviseur d'Entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'Entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

*Opinion*

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Global Select Trust and of each of its sub-funds as of July 31, 2011, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirement relating to the preparation and presentation of financial statements.

*Other Matter*

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

ERNST & YOUNG  
Soci  t   Anonyme  
Cabinet de r  vision agr  e

K. Nichol  
Luxembourg, November 29, 2011

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

## 独立監査人の報告書

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト  
の受益者各位  
ルクセンブルグ

我々は、ノムラ・グローバル・セレクト・トラストおよびその各ファンドの2012年7月31日現在の投資有価証券明細表を含む結合純資産計算書、同日に終了した年度の結合運用計算書および結合純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

**財務書類に関する管理会社の取締役会の責任**

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

**公認企業監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任**

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

**意見**

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・グローバル・セレクト・トラストおよびその各ファンドの2012年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

**その他の事柄**

年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に対する委任に関連して検討されているが、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続きを課されていない。従って、我々はかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム  
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ケリー・ニコル

ルクセンブルグ、2012年11月27日

[次へ](#)

## Independent Auditor's Report

To the Unitholders of  
Nomura Global Select Trust  
Luxembourg

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Global Select Trust and of each of its Funds, which comprise the combined statement of net assets and the statements of investments as at July 31, 2012 and the combined statement of operations and the combined statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

*Responsibility of the Board of Directors of the management company for the financial statements*

The Board of Directors of the management company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the management company determines is necessary to enable the preparation and presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

*Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"*

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgement of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the management company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

*Opinion*

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Global Select Trust and of each of its Funds as at July 31, 2012, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

*Other matter*

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

ERNST & YOUNG  
Soci é t é Anonyme  
Cabinet de révision agr  
é é

Kerry NICHOL

Luxembourg, November 27, 2012

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)



## 独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

L - 5826 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

**財務書類に関する取締役会の責任**

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を可能とするために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

**公認企業監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任**

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融監督委員会（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、財務書類の作成および公正な表示に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

**意見**

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム  
公認の監査法人 (Cabinet de révision agréé)

シルヴィー・テスト

ルクセンブルグ、2012年5月7日

[次へ](#)

## Independent Auditor's Report

To the Shareholders of  
Global Funds Management S.A.  
33, rue de Gasperich - Building A  
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2012 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

*Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts*

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

*Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"*

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

*Opinion*

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2012, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG  
Société Anonyme  
Cabinet de révision agréé

Sylvie TESTA

Luxembourg, May 7, 2012

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。